

財団法人
国際民商事法センター

I C C L C

特 集

第14回日中民商事法セミナー

第31号

2010年1月

目 次

第31号 2010年1月

<巻頭挨拶> 財団法人国際民商事法センター理事長 原田明夫

<第14回日中民商事法セミナー特集>

東京セミナー

<u>開会挨拶</u>	財団法人国際民商事法センター会長 宮原賢次	4
	国家発展改革委員会副主任 杜 鷹	5
	法務総合研究所長・当財団理事 小貫芳信	7
	日本貿易振興機構 (JETRO) 副理事長 中富道隆	8
	中国大使館公使参事官 牛 建国	9
<u>講演1</u>	中国の「権利侵害責任法」について	10
	全人代常務委員会法制工作委员会民法室副処長 石 宏	
	日本側コメント・討論・会場質疑	15
	コメンテーター 一橋大学大学院法学研究科教授 沖野真巳	
<u>講演2</u>	「中国独占禁止法」適用の現状と課題	24
	商務部反壟断局局长 尚 明	
	日本側コメント・討論・会場質疑	32
	コメンテーター 千葉大学大学院専門法務研究科教授 栗田 誠	
<u>総 括</u>	国家発展改革委員会外事司巡視員 李 国華	42
	松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事 小杉丈夫	43

大阪セミナー

<u>開会挨拶</u>	財団法人国際民商事法センター理事長 原田明夫	48
	国家発展改革委員会副主任 杜 鷹	49
	法務総合研究所国際協力部長・当財団評議員 赤根智子	50
	日本貿易振興機構 (JETRO) 大阪本部長 土屋敬三	51
<u>講演1</u> ～中国の「権利侵害責任法」について		52
	全人代常務委員会法制工作委员会民法室副処長 石 宏	
	日本側コメント・討論・会場質疑	53
	コメンテーター 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘	
<u>講演2</u> ～「中国独占禁止法」適用の現状と課題		62
	商務部反壟断局局長 尚 明	
	日本側コメント・討論・会場質疑	62
	コメンテーター 千葉大学大学院専門法務研究科教授 栗田 誠	
<u>総 括</u>	国家発展改革委員会法規司司長 任 瓏	63
	弁護士法人大江橋法律事務所弁護士・当財団評議員 石川 正	64
(資 料)		
	中華人民共和国独占禁止法	66
	日中民商事法セミナー 第1回～第14回実施内容一覧表	80

巻頭挨拶

財団法人国際民商事法センター理事長
原田 明夫

機関誌第31号をお届けします。

本号は第14回日中民商事法セミナーを特集しております。当財団は法務省法務総合研究所並びに日本貿易振興機構(JETRO)との共催で、日中両国の民商事法分野での相互理解と交流を深めるため、専門家を交互に派遣、招聘しセミナーを開催してきており、今年度は第14回日中民商事法セミナーを添付プログラムの通り、9月15日東京、9月16日大阪において開催しました。

今回も第12回に引き続き、当財団の中国側窓口機関として常時ご支援をいただいている国家発展改革委員会より杜鷹副主任をご来賓としてお迎えし、ご挨拶をいただきました。

さて、セミナーは当財団の重要事業の一つとして平成8年の財団設立以来、日本(東京・大阪)と中国(北京)で交互に開催し、時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は中国の「権利侵害責任法」について及び「中国独占禁止法」適用の現状と課題をテーマとして取り上げました。

本セミナーには中国側講師として全人代法制工作委员会より石宏民法室副処長、商務部より尚明反壟断局局长にお出でいただき、中国政府それぞれの立場から両テーマにつき現状と課題などをご紹介いただきました。何れも日本企業の中国での事業展開にとって関心の深い法律であり最新の情報をお聞きすることができ、極めて有意義なものとなりました。

セミナーは東京、大阪とも中国講師の講演の後、日本側のコメンテーターのコメント、相互討論及び会場との質疑応答が行われました。本号では講演及びコメント、質疑応答を取りまとめ掲載しております。

また、末尾に第1回から今回の第14回までの本セミナーのテーマ、講師等を整理し一覧表を添付しておりますので、ご参照下さい。

東京セミナー

2009年9月15日(火)

JETRO アーク森ビル5階展示場

[注]

- (1) セミナーの中国語/日本語同時通訳は(株)サイマルインターナショナルの通訳によるものです。
- (2) 中国語、講演原稿の日本語への翻訳、チェックは森・濱田松本法律事務所の専門家によるものです。



第14回日中民商事法セミナー/東京

テーマ：①中国の「権利侵害責任法」について
②「中国独占禁止法」適用の現状と課題

開催日：2009年9月15日(火)
会場：日本貿易振興機構(JETRO) 5階展示場(アーク森ビル5階)
東京都港区赤坂1-12-32
(東京メトロ銀座線、南北線「溜池山王」または「六本木一丁目」下車)

プログラム

＜中国語・日本語同時通訳＞

12:30～	開 場		
13:00～13:30	開会挨拶	宮原賢次 杜 鷹 小貫芳信 中富道隆 牛建国	財団法人国際民商事法センター会長 国家発展改革委員会副主任 法務総合研究所長・当財団理事 日本貿易振興機構(JETRO)副理事長 中国大使館公使参事官
	総合司会 中国側司会	小杉丈夫 李国華	松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事 国家発展改革委員会外事司巡視員
13:40～14:30	講演 1		
	演 題：	中国の「権利侵害責任法」について	
	講 師：	全人代常務委員会法制工作委员会民法室副処長 石 宏	
14:30～15:10	日本側コメント・討論・会場質疑		
	コメンター：	沖野眞巳 一橋大学大学院法学研究科教授	
15:10～15:30	休 憩		
15:30～16:20	講演 2		
	演 題：	「中国独占禁止法」適用の現状と課題	
	講 師：	商務部反壟断局局長 尚 明	
16:20～17:00	日本側コメント・討論・会場質疑		
	コメンター：	栗田 誠 千葉大学大学院専門法務研究科教授	
17:00～17:10	挨 拶	李国華	国家発展改革委員会外事司巡視員
17:10～17:20	総 括	小杉丈夫	松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事
(閉 会)			

【 略 歴 】

氏 名： 杜鷹 (DU YING) (男性)
生年月日： 1952年10月18日
出身地： 北京市
学 歴： 人民大学経済学部卒
略 歴： 国務院農村發展研究センター發展研究所副所長
農業省農村經濟研究センター副主任
農業省政策法規司司長
国家計画委員会農村經濟發展司司長
国家發展改革委員会農村經濟司司長
2005年8月国家發展改革委員会共産党党組メンバー、副主任

【 略 歴 】

氏 名： 任龍 (REN LONG) (女性)
生年月日： 1953年3月20日
出身地： 北京市
学 歴： 中国人民大学 計劃統計学部卒 經濟学学士
略 歴： マクロ經濟政策法規の立案、中国政府のいくつかの重要な政府報告書、
文書の起草に参画。また、中国の八五計画、九五計画、十五計画書の立案に参画。
著 書： <マクロ經濟の分析と政策評価>の編集長
<飛躍－經濟建設の重大決定及び実践>の編集長
共著<鄧小平經濟理論学綱要>
共著<工業發展政策の比較と戒め>等
専門分野： マクロ經濟管理、經濟法、行政法
現 職： 国家發展改革委員会法規司司長

【 略 歴 】

氏 名： 李国華 (LI GUO HUA) (女性)
生年月日： 1949年12月28日
出身地： 山東省済南市
学 歴： 1975年 山東大学外語学部日本語学科卒
略 歴： 1975年－1989年 国家科学技術委員会情報研究所国家連絡処
1989年－1996年 国家經濟体制改革委員会外事司副処長、処長
1996年－1998年 国家經濟体制改革委員会国際協力センター
1998年－2003年 国務院經濟体制改革弁公室外事司副司長
2003年6月－現在 国家發展改革委員会外事司副司長を経て
現在外事司巡視員

【 講 師 略 歴 書 】

氏 名： 尚明（SHANG MING）（男性）
生年月日： 1955年10月18日
出身地： 吉林省
学 歴： 对外経済貿易大学 法学部卒 法学博士
略 歴： 对外貿易経済合作部条約法律司処長、副司長
商務部公平貿易局専員（正局級）
商務部条約法律司司長
商務部独占禁止局局長
職務内容： 長年對外貿易及び商務法律關係の仕事にたずさわリ、對外經濟貿易及び
独占禁止法の立法、二国間及び多国間投資協定交渉、企業結合審査、WTO
法律事務及び紛争解決等にたずさわる。
著 書： 〈独占禁止—主要国と国際組織の独占禁止関連法律及び実務〉
〈市場支配地位の濫用に関する独占禁止法規制〉
〈中華人民共和国独占禁止法—理解と適用〉
〈企業買収独占禁止コントロール〉等

【 講 師 略 歴 書 】

氏 名： 石宏（SHI HONG）（男性）
生年月日： 1973年4月1日
出身地： 重慶市
学 歴： 米国 Temple University 法学修士
略 歴： 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室副処長
職務内容： 民商事分野における立法關係の仕事にたずさわる。物権法、契約法、民
事訴訟法など数多くの重要な法律の起草に参与し、現在權利侵害責任法
の起草を担当している。

<開会挨拶(1)>

財団法人国際民商事法センター会長
宮原 賢次



国際民商事法センター会長の宮原賢次でございます。第14回日中民商事法セミナーの開催にあたりまして主催者として一言ご挨拶申し上げます。

先ず、今回のセミナーのために、中国から遠路お越しいただきました国家発展改革委員会の杜鷹副主任、任瓏法規司司長、商務部独占禁止局の尚明局長をはじめとする中国ミッションの皆様にご心より歓迎の意を表したいと思っております。又、会場には法曹、学術、企業の関係者の方々や中国大使館の牛建国参事官をはじめ中国からの留学生や研究員の方々など広い範囲からこのように多数お集まりいただきまして、厚くお礼申し上げます。

本セミナーは当財団設立の年であります1996年に第1回目を東京で開催して以来、毎年北京と東京・大阪で開催を続け、今年で14回目を迎えました。ご存知の通り、国家発展改革委員会は国务院に属し、中国国家の経済運営・産業政策を担当される大変重要な機関であり、杜鷹副主任はそのトップという要職にあられる方であり、お忙しい公務の中、スケジュールをやり繰りしお出でいただきましたこと、誠に光栄であり厚くお礼申し上げます。

今回のセミナーでは、一つ目は中国の市場経済の発展に伴い多様化する民事紛争に対応するため法案の起草作業が進められている「権利侵害責任法」について全人代民法室で実際に立法化の作業に携わっておられる石宏副処長からお話しをお聞きすること、二つ目は昨年8月から施行されている「中国独占禁止法」適用の現状と課題について実際に独占禁止法適用の要職にあられます商務部独占禁止局の尚明局長から直接にお話をお伺いすることにしております。

何れも日本企業の中国での事業展開、経済活動にとって重要な基本法であり、最新の情報をお聞きできますことは、関係各位にとって極めて有益なものと期待しております。講師をお務めいただく石宏副処長および尚明局長にはよろしく願いいたします。本日のセミナーの総合司会と総括は松尾総合法律事務所の小杉丈夫弁護士にお願いしており、日本側コメンテーターの先生とのご議論や会場からのご質問を加え、本日のセミナーがみなさまにとり有意義な充実したものとなりますことを念願し、私のご挨拶とさせていただきます。

<開会挨拶(2)>

国家発展改革委員会副主任
杜 鷹



中国国家発展改革委員会を代表し、第14回の中日民商事法セミナーの開催に対し、心よりお祝いを申し上げます。今回のセミナーでは、二つのテーマについて討論します。まずは中国の独占禁止法およびその実施状況について、もう一つは中国が起草中の権利侵害責任法についてです。前者については「経済憲法」という名があり、後者については、民事権利救済の法律であります。この二つは法体系の中で非常に重要な地位を占めています。

本日の二人の講師は、それぞれ中国の関連分野の権威ある専門家です。尚明先生は、中国の独占禁止法の主な起草者の一人で、現在、事業者集中の独占禁止審査を直接担当しておられます。そして石宏先生は、権利侵害責任法の起草および修正の、直接の立法担当者です。お二人の講演は、私たちに非常に有益なものであると信じます。

さて、中国は十数年の努力を重ね、市場の競争の秩序を守り、消費者と事業者の合法的権利を守るため、2007年に独占禁止法を制定し、昨年8月1日より施行しました。それから1年以上がたち、独占禁止の取り組みが前進してきました。まず、独占禁止の取り組みのための機関がつくられ、国務院に独占禁止委員会がつけられました。独占禁止委員会は独占禁止の取り組みを組織し、調和させ、指導します。また国務院では国家発展改革委員会・商務部そして工商総局を独占禁止の法執行機関と決めました。これらの部門がそれぞれの職責の範囲において、独占禁止の法執行を担当しています。2番目に、独占禁止の法執行関連の付属の規則が定められました。国務院は「事業者集中申告基準に関する規定」を通達し、国務院の独占禁止委員会は、関連市場の画定に関するガイドラインを出しました。また、工商総局の二つの付属規定も既に出されていますし、発展改革委員会と商務部の関連の規定も、現在急ぎ制定されています。3番目に、独占禁止の法執行が展開されてきました。法執行の機関は、一連の価格独占や、市場支配的地位の濫用にかかわる独占禁止の事件について、調査・処理を行っています。また、事業者集中の独占禁止審査も強化してきました。こうした法執行の展開に伴い、独占行為の制止、そして市場競争を守るという重要な役割を私たちは果たしてきたわけです。

しかし、注意すべき点があります。中国が独占禁止の法執行を行ってきた時間はまだ短いので、法執行の経験がまだまだ足りません。特に去年の後半以降の国際的な金融危機は、実体経済に大きな衝撃を与え、それが顕著となっています。独占禁止の法執行の取り組みは、非常に複雑かつ厳しい情勢に直面しており、国際的な金融危機の中で対応するという認識がなくてはなりません。そうしてこそ、私たちは独占禁止法を正しく適用することができます。成長を維持し、行動を調整し、改革を促し、民生を豊かにするために、市場環境を提供しなくてはなりません。日本は60年以上の独占禁止法の経験があります。第13回のセミナーでは、中日双方が北京において、日本の独占禁止法およびその実施について真剣に検討を重ねました。本年は中国の独占禁止法と法執行について交流を行うということで、非常に有意義な、新しい収穫が得られることと思います。

そして、本日私たちが検討するもう一つのテーマは、中国が現在起草中である権利侵害責任法です。英米法には「救済亡くして権利なし」という言葉があります。この意味するところは、権利・救済の重要性です。すなわち、権利侵害責任法は民事権利の救済にかかわる法律であると言えることができます。権利侵害責任法は、各国の民法の重要な構成部分であり、侵害行為を制止・予防し、民事的な権利を守り、社会の調和と安定を促進する上で、非常に重要な役割を果たしています。しかし、現在の中国では、権利侵害責任制度の規定はかなり分散しています。民法通則には侵害の責任についての一般的な規定はありますが、その他、消費者権益保護法、環境保護法、道路交通安全法、著作権法、専利法（特許法）、商標法、医療事故処理条例などの法律もあり、さまざまな分野における侵害責任について、それぞれの専門規定を置いています。一方で、中国の経済社会の急成長に伴い、利益が多分化しており、人々の権利の保護意識も高まってきました。現在の分散している立法のやり方では民事権利の保護の必要性を満たすことができなくなっているため、速やかに統一された権利侵害責任にかかわる法律を作る必要があります。現在、権利侵害責任法の草案は全国人民代表大会の常務委員会で2回の審議を経ており、修正が進められています。実際に権利侵害責任法が公布されれば、中国における外国の投資者の合法的な権利は、さらに友好に守られていくことと思います。

皆さま、中日の民商事法セミナーは現在まで14回、成功裏に開催されてきました。この14年間、お互いに努力し、民商事法セミナーは中日の法律文化交流の非常に重要な架け橋となってまいりました。そして中日の友好促進のためにも積極的な役割を果たしています。私たちの友情は貴重なものであり、私たちは将来に希望を抱いています。中日双方でこれからも経験を取りまとめ、協力を深め、このセミナーの質とレベルを上げていきたいと思っています。それにより、中日の友好と交流にさらに大きな貢献をしたいと思っています。今回のセミナーの成功をお祈りします。ありがとうございました。

<開会挨拶(3)>

法務総合研究所長
小貫 芳信



第14回日中民商事法セミナーの開催に当たり、日本国法務省法務総合研究所を代表し一言ごあいさつ申し上げます。杜鵬中華人民共和國國務院国家發展改革委員会副主任、任瓏同委員会法規司司長を始めとする中国ミッションの皆様方、中国から遠路お越しいただき心から歓迎申し上げます。宮原賢次財団法人国際民商事法センター会長、原田明夫同財団法人理事長、中富道隆独立行政法人日本貿易振興機構副理事長、牛建国駐日中華人民共和國大使館公使参事官、御臨席の皆様方。本日は御多用の中、御参加いただき誠にありがとうございます。

日中民商事法セミナーは、民商事法分野を中心として、日中両国の法制度やその運用の現状・課題等について相互に理解を深めるとともに、両国の交流の発展に寄与することを目的として毎年開催されてきたものであり、今回第14回目を迎えることとなりました。長年にわたり継続して、このような日中間の交流が続けられてきたことを大変嬉しく思います。そして、このことに御尽力いただいた、すべての皆様に対し改めて敬意を表したいと存じます。

今回のテーマは、「中国の『権利侵害責任法』について」と『中国独占禁止法』適用の現状と課題」の2つであります。中国の権利侵害責任法は、日本民法の債権各論不法行為部分のほか製造物責任法等に該当する民事的損害に関する法律で、その制定のため、現在起草が進められている最中であると伺っております。昨今の中国における経済活動の活発化に伴い、民事損害が生じる機会の増加等に対応する上で重要な法律であると承知しております。同法制定に関しては、JICAが中国政府に協力して日本の知見を提供するプロジェクトを実施しており、我が法務省もこれに協力しているところです。また、中国独占禁止法は2008年8月1日から施行されて約1年が経過しており、その間の実施状況等については内外の企業関係者、法律実務家等の間で関心が高いものと思われます。

したがって本セミナーの開催は、市場経済化を押し進める中国にとっても中国との経済交流がますます盛んになっている日本にとっても、まさに時宜にかなったものであります。いずれのテーマについても中国側の専門家の御講演の後、日本側の法律専門家からコメントを頂くことになっておりますが、活発な意見交換が行われ御参加の皆様にとって実り多いものとなることを願っております。

最後に日中両国の友好関係のますますの発展を心から祈念し、私のあいさつといたします。 ありがとうございます。

<開会挨拶(4)>

日本貿易振興機構副理事長
中富 道隆



尊敬する国家発展改革委員会杜鷹副主任、国家発展改革委員会任瓏法規司長、商務部尚明独占禁止局局長を始めとする中国側関係者の皆様、日本側関係者の皆様、そしてご臨席の皆様。ジェトロ副理事長の中富でございます。本日はご多忙中にもかかわらず、第14回日中民商事法セミナーにご出席いただき、誠にありがとうございます。開催にあたりまして、共催者として一言ご挨拶を申し上げます。

2001年12月のWTO加盟後、日本企業の対中投資の動きは、製造業分野のみならず非製造業分野にも広がりを見せています。また、中国におけるビジネス展開も、輸出中心から、中国国内市場向けの財やサービスの提供という、中国の内需を対象としたビジネス形態へとシフトしつつあります。日本企業を含めた外国企業による中国でのビジネス展開が拡大・深化する中、中国政府による法制度整備の動きも加速化しております。今回のセミナーの主要テーマの1つである独占禁止法の制定・施行はその象徴的な出来事であったといえます。

中国の独占禁止法につきましては、ガイドラインなど関連する法規の整備も徐々に進んでいると認識しています。こうした中、現地でビジネスを展開する日本企業にとって、独占禁止法の運用の現状を把握し、自社事業運営に対する影響等を見極めることは、極めて重要と考えております。直近では、国家発展改革委員会が、カルテルなど価格に関する独占行為に関して、独占禁止法で禁止される行為の記述をより具体化した「価格独占の禁止に関する規定」の草案を発表するとともに、パブリックコメントを募集いたしました。本草案について、ジェトロ北京センターは、中国日本商会とともに、本件に関する意見書を取りまとめ、国家発展改革委員会に提出をしたところです。

他方、中国国内販売の拡大を受け、日本企業は自社が提供する製品を通じて、より多くの中国の消費者と接触することになります。こうした中、本セミナーのもう1つの主要テーマであり、現在制定作業が進められている「権利侵害責任法」には、製造物責任に関する条項が設けられるなど、同法の内容は、中国での内販を拡大する日本企業にも大きく関連するテーマといえます。先月、ジェトロが発表しました2009年上半期の日中貿易動向によれば、日本の対中輸出は上半期ベースで初めて米国を上回り、日本にとって、輸出、輸入とも中国が最大の相手先となりました。中国市場の拡大が続く中、日中の経済関係は今後さらなる深化・拡大が期待されております。ジェトロとしましては、中国における5事務所に設置した「中国進出企業支援センター」と、東京本部を始めとする国内事務所との連携を通じながら、対中ビジネスを展開する日本企業の皆様方の支援をより一層進めてまいりたいと考えております。

本日のセミナーが、ご参会の皆様方の今後の対中ビジネス展開に向けて有益な情報収集の機会となることを祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました

<開会挨拶(5)>

中国大使館公使参事官
牛 建国



私は中国大使館公使参事官の牛建国と申します。中華人民共和国駐日本国大使館を表し、第14回の中日民商事法セミナーの開催を心よりお祝い申し上げます。1996年11月、東京で第1回の中日民商事法セミナーが開かれましたが、中日民商事法セミナーはこの間、途切れることなく続き、14回目を迎えました。この14年間、セミナーは広い分野において、中日が共に関心を持つ法的な問題に関し、非常に意義のある検討・交流を行ってきました。つまり、中日双方の経済法律制度の整備のため、積極的・促進的な役割を果たしてきたのです。これは中日双方の経済・貿易分野における着実な協力を推進しました。その意義は非常に大きく、中日友好交流および協力に大きく貢献してきました。中日の民商事法セミナーは、中日両国の多くの交流の中でも、特に成功したケースだと思います。中日双方の共通の努力により、このセミナーはますます良くなり、さらに大きな成功を収めることでしょう。

今回のセミナーで独占禁止法と権利侵害責任法をテーマとして選んだことは、非常に意義深いことです。両国の経済界、産業界にとって、非常に関心のあるテーマではないでしょうか。中日両国の二国間の経済・貿易関係の発展に伴い、両国経済の相互依存度は高まっています。中国は日本にとって最大の貿易パートナーですし、日本は中国にとっても第3のパートナー、そして最大の外資提供国でもあります。国際的な金融危機によってグローバル市場が縮小する中でも、本年上半期における日本から中国への輸出は安定的な伸びを見せており、中国の日系企業もかなり良い業績を上げていると聞いています。これは、中日両国の経済が相互補完性により素晴らしく成長していることを示しているものです。

今、日本と中国は発展のための非常に大切な時期に差し掛かっています。貿易、投資、省エネ、環境保全など、さまざまな部門における両国の協力が、今後さらに進んでいくと思いますし、お互いの企業の交流も頻繁になるでしょう。こうしたことを背景として、独占禁止法と権利侵害責任法という二つの重要な法律をテーマとして討議することは、お互いのコミュニケーション、あるいは理解を深め、実質的な協力を拡大するために、非常に重要な意義があると思います。

今回のセミナーが皆さまの活発な討論を経て、実質的な成果を上げることで、皆さまの事業が発展し、中日関係がさらに進展することを望んでおります。ありがとうございました。

「中華人民共和國權利侵害責任法」立法の関連状況について（概要）

全人代常務委員会法制工作委员会民法室副処長

石 宏

權利侵害責任法は、民法の重要な構成部分であり、民事上の權益が損害を受けた場合の救済の有無と救済方法について整理するものであり、民事主体の民事上の權益を保護し、權利侵害責任を明確にし、權利侵害行為の発生を阻止し、予防し、社会秩序を維持し、社会の調和と安定を促進するうえで重要な役割を果たすものです。現在、中国は「中華人民共和國權利侵害責任法」を起草している最中でありまして、これから立法の関連状況について皆様に簡単にご紹介したいと存じます。

一 權利侵害責任法制定の必要性

中国は、改革開放以後、權利侵害責任に関する立法の強化を図り、1986年に採択された民法通則において、歸責原則、權利侵害責任の分担、免責事由、權利侵害責任負担の方式、高度な危険性を伴う作業における責任、動物による人身損害などの權利侵害責任の主要な原則および関連事項について規定しました。これらは、中国の現行の權利侵害責任の法律制度において最も重要な内容です。民法通則の公布に続き、權利侵害責任に関係する法律法規が次々と公布されました。主な法令には、消費者權益保護法、製品品質法、環境保護法、著作權法、特許法、商標法、道路交通安全法、安全生産法、医療事故処理条例などがあり、最高人民法院もいくつかの司法解釈を出しています。これらの法律法規および司法解釈は、民法通則により設定された全体的な枠組みのもとで民法通則と共に中国の現行の權利侵害責任の法律体系を構成しており、公民及び法人の合法的權益を保護し、社会秩序を維持するうえで積極的な役割を果たしています。しかしながら、中国の權利侵害責任法律制度には次のようないくつかの問題点が存在しています。

(1) 權利侵害責任に関する規定はかなり原則的なもので、一部の基本制度が欠けています。(2) 現実生活において対立が際立っている特殊な權利侵害行為および新たに出現してきている權利侵害ケースに対応できる根拠となる法律がない、あるいは規定がごく単純で操作性に欠けます。(3) 一部の規定が相互に矛盾しています。(4) 一部の權利侵害責任の規定がやや分散しています。權利侵害についての規則としては、民法通則に規定があるほか、一部の単行法および最高人民法院の司法解釈にも規定があります。このことが、法律の全面的な適用に影響を及ぼしています。近年、中国の社会主義市場經濟の発展に伴い、社会の利益が日増しに多元化し、利益の衝突もますます激烈化してきており、人々の權益保護意識も強くなってきています。現実生活における民事權益の侵害状況もますます複雑化し、現行の法律規定ではもはや現実の需要をカバーしきれなくなっており、權利侵害責任法の制定を急ぎ、行為者が權利侵害責任を負うべきケースと負う必要のないケースを明確にし、社会の異なる階層または個人の利益をバランスよく調整することが求められています。社会主義調和社会を構築し、公民及び法人の合法的權益の保護を強化し、社会の矛盾を解消するため、実践経験を総括した上で中国の權利侵害責任法律制度をさらに完全なものにする必要があります。

二 權利侵害責任法の制定の原則

中華人民共和国権利侵害法を制定するうえでの基本原則について説明します。

まず、人を基本に据え、現実生活において人民大衆の利益と密接に関係し、社会的注目が高く、比較的对立が際立っている問題を重点的に解決することです。

次に、被害者の合法的權益を十分に保護するということです。権利侵害責任法の主な役割は、侵害を受けた民事権利に救済の手を差し伸べ、権利侵害責任を明確にし、被害者の損害を補償し、権利侵害を制止することです。そして、民事主体間の利益関係を適切に扱うため、公平な権利侵害責任分担の原則および損害賠償規則を確定しました。被害者の合法的權益を合理的に保護するとともに、人々の行動の自由を妨げ、関連の社会的事業の発展を阻害することを避けなければなりません。

さらに、中国の実状に立脚し、実践経験を総括し、長年に亘り効果が実証されてきた行政法規および司法解釈の規定を草案に取り込み、かつ諸外国の権利侵害責任制度の中で中国に有益な規則を取り込んで中国の権利侵害責任法律制度をより完全なものとししました。精神的損害賠償などの問題については、草案は中国の国情を勘案し、比較的成熟し、効果的な実践経験を踏まえた規定を定め、操作性を強化しました。

三 権利侵害責任法草案の起草の過程および構成

権利侵害責任法は、「中華人民共和国民法（草案）」のうちの1編として、すでに2002年12月に初回審議がなされています。民法（草案）は、関連分野の幅広さと内容の複雑さから全てを概括的に検討し、改正するにはかなりの時間を要するため、中国の立法機関は編ごとに審議する方式を採用しました。2007年第10回全国人民代表大会第5次会议の審議において物権法が採択された後、立法機関は、民法草案の権利侵害責任法編をベースに真剣な議論を重ね、広く調査研究を行い、権利侵害責任法草案（第2次審議案）を作成し、すでに2008年12月に全国人民代表大会常務委員会において第2次審議がなされました。現在、我々は常務委員会委員の審議意見および各方面の意見に基づき草案の修正を行っております。

権利侵害責任法草案（第2次審議案）は全12章、88条から構成されます。第1章「一般規定」は、権利侵害責任法の立法目的、権利侵害責任の請求権者、権利侵害責任法とその他の法律の関係などの一般規則について規定しています。第2章「責任の構成および責任の方式」は、権利侵害責任の帰責原則、共同権利侵害行為、共同危険行為、人身損害賠償の範囲、精神的損害賠償、公平責任、損害賠償金の支払方法などの内容に関する規定です。第3章「責任を負わない状況および軽減される状況」は、過失相殺、不可抗力、正当防衛、緊急避難などの内容に関する規定です。第4章「責任主体に関する特別規定」は、後見人の責任、使用者の責任、ネットワーク上の権利侵害責任、社会安全保障義務、学校および幼稚園の責任などについて規定しています。第5章から第11章は、それぞれ、製造物責任、自動車交通事故責任、医療損害責任、環境汚染責任、高度危険責任、動物による人身損害の責任、工作物責任に関する規定です。第12章「附則」は、当該法の施行日を規定しました。

四 権利侵害責任法草案の主な内容および検討課題

（一）権利侵害責任法とその他の法律との関係

権利侵害責任法律制度がかかわる権利侵害の類型は多岐に亘り、その分野は広範で、内容が複雑であるため、権利侵害責任を規範化するための基本法としての権利侵害責任法によって全ての問題を網羅して規定することは不可能であり、権利侵害責任の主要規則と現実生活において解決が急がれる若干の権利侵害行為を規定するのみにとどまります。それ以外の問題についてはやはりその他の法律によって解決する必要があります。

したがって、権利侵害責任法の制定は、その他の法律が権利侵害責任の特殊な問題を規定することを妨げるものではありません。権利侵害責任法とその他の法律との関係について、草案は、中国の立法法において確立された「特別法は一般法に優先する」という原則に基づき、その他の法律に権利侵害責任について別段の規定がある場合は、その規定に従うと規定しました。但し、中国の現行単行法の規定の中でもやは実情に沿わなくなった一部の内容について権利侵害責任法により修正が加えられた場合は、権利侵害責任法の規定を適用しなければならず、これと同時に単行法の関連規定を速やかに改正しなければなりません。

(二) 権利侵害責任負担の原則

権利侵害責任負担の原則は、行為者が権利侵害責任を負担するか否かを確定する根拠および基礎となるものです。どのような権利侵害責任負担の原則を確立するかは、権利侵害責任を明確にできるかどうか、各当事者の利益をうまく調整できるかどうかを判断するうえで重要な役割を果たします。民法通則には、過失責任と無過失責任の二種類の権利侵害責任負担の原則が規定されており、また長年の実践を通じてこれが正しいことが証明されており、基本的に全ての権利侵害行為を規律することができます。近年、一部の分野における安全事故が多発し、権利侵害紛争が日々増加傾向にあり、過失責任原則に基づいて効果的に被害者を保護することが難しくなっています。そこで、鉄道事故、鉱山事故などの紛争処理においては徐々に無過失責任を適用してゆくべきであると考えます。中国の民法通則、民間航空法、鉄道法、電力法、製造物責任法、環境保護法などの法律には全て無過失責任が規定されています。草案は、過失により他人の身体または財産をおびやかす、損害をもたらした場合には、権利侵害責任を負わなければならないと規定しています。行為者に過失がなくても、法律に権利侵害責任を負う旨が規定されている場合は、その規定に従います。

(三) 精神的損害賠償について

精神的損害賠償は、被害者が人格の利益または身分の利益について損害を被り、または精神的苦痛を受けたことにより取得する金銭的賠償のことです。精神的損害賠償の規定は、被害者の利益を保護するためのものです。中国の現行法には精神的損害賠償に関する明確な規定はありませんが、精神的損害賠償の法律規定が全く存在しないわけではありません。例えば、権利侵害を受けた者が死亡し、又は障害者となった場合、法律には被扶養者の生活費を支払うと同時に死亡賠償金、障害賠償金を支払う旨が規定されていますが、この場合の死亡賠償金、障害賠償金に精神的損害賠償の内容が含まれるのか否かは研究に値するテーマです。学説上、精神的損害賠償を規定することについて大きな意見の食い違いはなく、司法の実践においても普遍的に認められており、多くの国が規定を設けています。被害者の利益保護を強化し、同時に精神的損害賠償の濫用を防止するため、草案は2つの状況に分けて精神的損害賠償の適用範囲を規定しました。1つは、他人の生命権、健康権をおびやかす、死亡させた場合、被害者は（原文のまま）精神的損害賠償を請求することができます。障害が残った場合には、被害者の近親者は（原文のまま）精神的損害賠償を請求することができます。もう1つは、他人の人格権、身分権を故意に侵害し、他人に深刻な精神的損害をもたらした場合に、被害者は精神的損害賠償を請求することができます。

(四) 懲罰的賠償について

懲罰的賠償とは、権利侵害の被害者が得るその実際の損失額を超える金銭的賠償のこ

とです。中国の消費者権益保護法は、懲罰的賠償を規定しており、国外でも規定を設けている国もあります。草案は、製造物の欠陥を明らかに知りながらなお生産、販売し、他人の生命、健康に損害を与えた場合には、被害者は懲罰的賠償を請求する権利を有すると規定しました。

(五) 製造物責任について

製造物責任は、比較的よくみられる権利侵害行為で、人々の生活に密接な関わりがあります。製造物責任については、民法通則、製品品質法、消費者権益法に、やや具体的な規定があります。製造物責任を明らかにすることは、事業者の品質に対する意識を高め、製品の品質を向上させ、消費者の合法的権益を守るのに役立ちます。草案では、製品品質法の規定をベースとして、製造者、販売者、運送業者、保管業者の製造物責任と求償制度を明確に定めています。また、実務の中で発生した、あらたな状況や問題点を踏まえ、国外の有益な経験を手本として、草案では、さらに規定を設けています。

(六) 自動車交通事故責任について

自動車交通事故による権利侵害は、中国でもっとも普遍的に発生している権利侵害のタイプのひとつです。道路交通安全法第76条は、自動車どうして発生した交通事故と、自動車と自動車以外の運転者または歩行者との間で発生した交通事故については、賠償責任の負担ルールを定めていますが、現行法には、自動車のレンタル、貸与など、自動車の所有者と使用者が別人のケースで交通事故が発生したときに誰が賠償責任を負うかについて明確な規定がなく、実務上の取扱いも統一されていないので、ルールを定めることが急務となっています。草案は、レンタル、貸与などにより自動車の所有者と使用者が同一人物でないケースで交通事故が発生し、責任が自動車側にあるときは、自動車の使用者が賠償責任を負うこととしています。自動車の所有者も、損害の発生について過失があったときは、しかるべき賠償責任を負わなければなりません。

(七) 医療損害責任について

ここ数年、医療紛争が社会各界から広く注目されており、医療損害の賠償紛争を正確に処理することは、一般の人々の切実な利益にかかわります。草案では、次のように定めています。

- 1 医療損害賠償紛争が発生する主な段階に着目し、草案では、医療従事者が通常果たすべき義務を定めています。
- 2 草案では、薬品、消毒薬剤、医療機器の欠陥により患者に損害をもたらした場合、患者は、医療機関に賠償を請求することも製造者に賠償を請求することもできると定めています。医療機関は、賠償後、製造者の責任によるものについては、製造者に求償することができます。
- 3 医者と患者の双方の举证負担のバランスをとるため、草案では、医療従事者の過失推定事由を規定しています。

(八) 環境汚染責任について

環境問題は、一般の人々の切実な利益にかかわり、人間と自然の調和や経済と社会の永続的発展にもかかわります。草案では、民法通則、環境保護法、海洋環境保護法のほか環境に関する一連の個別法規の環境汚染責任に関する規定をベースとして、環境汚染責任制度をさらに整備し、次のように定めています。(1) 汚染の排出が所定の基準を満

たしている場合でも、他人に損害をもたらしたときは、排出者は、しかるべき賠償責任を負わなければなりません。(2) 環境汚染により紛争が生じたときは、排出者は、法定の免責事由およびその行為と損害の間に因果関係がないことについて、挙証責任を負わなければなりません。(3) 二者以上の排出者が環境を汚染したときは、損害との間に因果関係がないことを証明できる場合を除き、賠償責任を負わなければなりません。排出者が負う責任の大小は、汚染物の排出量などの状況に基づいて確定されます。

(九) ネットワーク上の権利侵害責任について

ネットワーク上の権利侵害責任は、ネットワークの勃興にともなって出現した新しいタイプの権利侵害行為です。ここ数年、ネットワークの普及と発展にともない、ネットワーク上の権利侵害問題がますます顕著になっており、法律でルールを定めることが急務となっています。今のところ、中国には、ネットワーク上の権利侵害責任について明確に定めた法律はありません。権利者の利益を保護し、ネットワーク上の行為を規正し、ネットワーク産業の健全な発展を促進するため、草案では、関連行政法規や司法解釈の実務経験を総括したうえで、ウェブサイトを利用して他人の名誉権、プライバシーの権利などの合法的権益を侵害する行為については、ネットワークサービス提供者が負わなければならない連帯責任を定めています。ウェブサイト運営者は、ネットユーザーがそのウェブサイトを通じて権利侵害行為を実施していることを明らかに知りながら必要な措置をとらなかった場合には、当該ネットユーザーと連帯して責任を負います。被害者は、ネットユーザーがウェブサイトを通じて権利侵害行為を実施していると判断した場合には、ウェブサイト運営者に権利侵害コンテンツの削除や遮断を求める通知を出すことができます。ウェブサイト運営者は、通知を受けてから遅滞なく必要な措置をとらなかった場合は、損失が拡大した部分について、当該ネットユーザーと連帯して責任を負います。ネットワーク産業そのものの特徴を考慮し、詳細すぎる法律規定によりネットワーク産業の発展を阻害しないよう、草案では、ネットワーク上の権利侵害責任については原則的な規定をおくだけにとどめています。

(十) 学校、幼稚園の権利侵害責任について

学校や幼稚園の権利侵害責任は、社会全体が注目している問題です。今のところまだ法律の規定はありません。学校と幼稚園の権利侵害責任の負担の原則を確定するにあたっては、年齢の異なる子供の特性や中国の一人っ子政策などの諸要因を考慮する必要があるだけでなく、各方面の利益のバランスをとって、未成年者とその他の被害者の合法的権益の保護を実現する必要もあり、また、学校と幼稚園の負担を重くし過ぎることで教育と管理が正常に行われるのを妨げることがないようにしなければならないと判断しました。このような配慮のもと、草案では、未成年者の年齢、民事行為能力、損害をもたらした主体などによって、三つの場合に分けて定めています。

最後に、「中華人民共和国権利侵害責任法(草案)」はいまなお立法手続の段階にあり、各界の意見に基づいて草案の修正が進められていることを明らかにしておかなければなりません。ここにご紹介した内容は、いずれも草案の内容であり、最終的な有効な法律ではありません。最終的に発効する法律は、ご紹介した内容から大きく変更されている可能性があります。

【講演1に対する 日本側コメント】

コメンテーター

一橋大学大学院法学研究科教授

沖野 眞己

1. はじめに

本日の石先生のご報告についてコメントを申し上げるに当たり、何よりもまず、現在、起草のさなかにある中華人民共和国権利侵害責任法について、その経緯、問題意識、従前の議論状況、第2次審議案の具体的なルール内容、第3次審議案に向けた検討の最新の状況を明快に解説してくださったことに対し、石先生に御礼を申し上げます。

権利侵害責任法は、もとより民法の重要な構成部分であり、日本民法の不法行為に対応するものになっています。その社会的な意義が極めて重要であることは申すまでもありません。その策定は、さまざまな分野や利害にかかわっており、社会的背景も無視することができません。

また、権利侵害責任法草案（第2次審議案、以下「草案」）は、日本民法の不法行為に比べ、例えば救済内容に関しては、原状回復、侵害の停止や妨害の排除といった幅広い内容を含んでいます。また、個別の問題についても、本日、石先生が具体的に解説してくださった内容のほかにも、さまざまな個別の問題が取り込まれています。

例えば日本民法に個別の問題として規定がないようなもの、医療事故責任、ネットワーク上の権利侵害責任、学校事故等の場合の学校や幼稚園の責任、製造物責任や環境汚染責任、高度危険責任等々の広範囲にわたる個別の領域を、特別法ということではなく、一般法であるところの権利侵害責任法に取り込み、多くの問題を扱っています。石先生の的確で要を得たご報告により、草案の姿、内容が明快に浮かび上がってきました。

しかし、なお私自身の理解が十分に及ばない点もありますので、日本法の経験を踏まえ、若干のコメントおよび質問をさせていただきます。

石先生はご報告で多数の項目を取り上げられましたが、そのすべてを取り上げるだけの時間的、また何よりも能力上の余裕がありません。そこで、以下では総論的な問題に絞って取り上げることにし、具体的には帰責原則、精神的損害賠償、懲罰的損害賠償の三つの項目に関して考えるところを申し述べます。

2. 帰責原則

2-1. 過失責任と無過失責任の関係

第1に、帰責原則について2点申し上げたいと思います。一つ目は、過失責任と無過失責任を二つの柱とするという点に関して、この二つの関係をどうとらえるかという点です。日本の不法行為法では、過失責任は互換性ある対等な個人を前提とした社会において、過失がある故に責任を負うという積極的な帰責の原理とともに、過失がない以上は責任を負わないという消極面において、各人の活動の自由を保障するものであり、その観点から過失責任こそが原則であって、無過失責任は例外的であると位置付けられます。そして、無過失責任は、それ自体としては帰責の根拠を提供するものではなく、過失なくして責任を負うという例外を基礎づける帰責の根拠としては、一般に危険源に対する支配を問題とする危険責任の考え方と、利益の存するところに損失も帰せしめるべきであるという報償責任の考え方があります。

草案においては、民法通則に置かれていた各種の帰責原則のうち、それを整理されて、過失責任と無過失責任の2種類を権利侵害責任の負担の原則とされています。そして無

過失責任については、過失責任の原則と並んだ形ではありますが、さらに「個別の法律の規定がある場合」にのみ無過失責任を負うものと明定されています。

2種類の権利侵害責任負担の原則として無過失責任の規定が設けられているのは、あくまで原則は過失責任であって、しかし、例外としての無過失責任が課される場合があり得るけれども、それはあくまで例外であることを、権利侵害責任法の総論（一般規定）のレベルで明示するという点に、この規定の特色と意義があると考えられます。石先生のご報告の冒頭においても、両者の関係については、過失責任こそが原則であり、その根底にあるのは活動の自由の保障であるということが明言されたところですので、このような規定の理解でよろしいかと思われますが、いかがでしょうか。

そして、以上のような理解からしますと、草案において取り込まれている各種の個別領域に関する規定については、それを見ますと、明確に過失を問題とする規定がありますし、無過失であっても責任を負うことが明示された規定があります。ところが、過失か無過失かについて個別の言及がない規定もあります。そのように過失・無過失について言及のないものは、基本的に過失責任を前提としていると解することになると思われるのですが、そのような理解でよろしいのでしょうか。

さらに、細部を申しますと、起草の留意点になるかもしれませんが、無過失責任を個別の特別法によって導入するのではなく、権利侵害責任法の中に規定する場合、とりわけ無過失責任とする趣旨であるならば、その旨を個別に明示することが望まれるように思われます。

2-2. 公平責任の位置付け

二つ目は、ご報告の中で言及された公平責任の位置付けについてです。公平責任は一種の補償であって、帰責原則としてはあくまで過失責任と無過失責任であるというご説明でしたので、それらと並ぶものとは位置付けられていないことが、ご報告によって明らかになりました。

一方で、草案の中にはそれに基づくと考えられる規定が設けられており、「被害者および行為者が損害の発生についていずれも過失がない場合」に「実際の状況に基づき、双方に賠償責任を分担させることができる」とする規定があります。この規定は、行為者に過失がない場合に損害の一部についての賠償責任を負うとする規定ですので、一般的な形での公平責任の規定のように思われます。過失責任を原則とする立場からしますと、過失なくして責任を負うのは例外的であり、過失責任原則の下にある各人の行動・活動の自由の保障を後退させる、あるいは制約的に働くとしてもなお理由があるとされる場合に限定されるべきです。

この考え方からしますと、無過失責任が導入される場合にも、その帰責の根拠に立ち入って、その必要性和内容を検討すべきではありますが、まして「補償」であっても、そのような負担を負うのはなぜか。言い換えますと「補償」や「公平」を基礎づけるのは何かが問われることになります。

この観点から公平責任が問題とされる場面を考えますと、過失には直結しないけれども、より抽象的・一般的な注意義務違反が存在する場合や、ある領域への支配、コントロールといった事情が基礎にあるのではないかと思います。一方、草案の幾つかの規定では、当事者の経済的状況や資力を基本として言及されている個所があり、これらの当事者の経済的状況や視力への言及は補完的に機能し得ることはあっても、補償の負担を根拠づけるには、なお十分ではないように思われます。

帰責原則として並び立つものではないと整理しながらも、なお公平責任を維持する場合、無過失責任との関係の整理、無過失責任が危険責任や報償責任に基礎づけられると

すると、そのような基礎づけがない場面で、そして、恐らくなお主体の対等性や互換性が失われていない場面であると思われるのですが、そのような場面で、その「補償」を負担する根拠を整理し、それを基礎として要件を打ち立て、場面を明確にすることが望ましいように思われます。いかがでしょうか。

言及しました規定における「実際の状況」や、負担の基礎づけ、さらには場面等の限定の可否に関して、ご検討の状況をお聞かせ願えればと思います。

3. 精神的損害賠償

総論に関する2点目として、精神的損害賠償を取り上げます。石先生ご自身からご説明がありましたように、日本法は、精神的損害・非財産的損害は、そのような損害が発生している限り認められる旨を明文で規定しており、その意味で一般的に精神的損害・非財産的損害の賠償を認めています。

もっとも、単純に物を壊したという場合には、財産的損害で損害の填補は尽きていると一般に解されていますので、具体的な事案において常に精神的損害賠償が認められるわけではありません。

これに対し、草案の立場は、規定の上でも、精神的損害の賠償は限定された場面でのみ認められるとするものです。具体的には、生命・健康権を侵害し、死亡や後遺症を生じさせた場合、もう一つは、他人の人格権・身分権を故意に侵害し他人に深刻な精神的損害をもたらしたという二類型が用意されています。

このように限定的な形で精神的損害を規定する草案の立場は、現在の中国における議論状況を踏まえ、また、実質的な考慮要素としても、背後には濫用への懸念や裁判所の裁量に委ねることに対する評価、時代や社会に応じた柔軟性の確保という考慮があることがご報告によって明確になりました。

日本法の下では、損害額の算定、損害額の証明の場面において、財産的損害については個別の費目を積算する方法が実務上採用されており、その点での証明が十分にできないときは損害額がゼロとなったり、過少となったりします。これを埋める機能を、精神的損害の賠償、すなわち慰謝料が果たしています。慰謝料の補完的性格・調整的機能と言われています。

もっとも日本法では、現在は民事訴訟法において、損害額の証明の困難さに対しては手当てがされています（民事訴訟法248条）。慰謝料の補完的性格・調整的機能については、損害額の証明の困難さへの手当てに解消していくべきかもしれません。この点についての手当てや配慮はどのような形で行われているのでしょうか。

精神的損害賠償、慰謝料に関して、より技術的な点を付随的に申し上げます。草案は、精神的損害賠償が認められる場面を二つに分け、要件を整理しています。明確ではあるものの、現実の適用において、いずれに該当するかをめぐって難しい問題が生じないかという懸念を持ちました。

細かなところではありますが、例えば、日本の判例の事案に、死期の近い患者に対し適切な医療行為をしなかった不作為が問題となった事案において、患者は当該医療行為がされたならばその時点では死亡せずなお生存していた相当程度の可能性がある場合に「相当程度の生存可能性」を被侵害利益として、慰謝料請求を認めた事案があります。この事案の場合、死亡との間の因果関係の存在は証明されていないとされており、生命侵害そのものではないということになります。下級審では「適切な医療を受ける機会」の喪失や、期待権の問題としたものがあります。草案の下で「相当程度の生存可能性」は果たして身体・健康の侵害に該当することになるのでしょうか。もし、適切な治療を受ける機会や期待権の問題とすると、果たしてこれらに該当し得るのでしょうか。そう

いう現実の適用の問題が出てくるように思われます。

このほか、景観訴訟や環境訴訟など、新たな権利や利益の生成において権利侵害責任法が一定の役割を果たすことが想定されたとすると、その場合に、精神的損害・非財産的損害の賠償の場面が、不法行為者の主観的要件、被侵害利益の種類、精神的損害の深刻さの3点において限定されているのは、障害とならないかも懸念されるところです。

4. 懲罰的損害賠償

第3に、懲罰的損害賠償について申し上げます。懲罰的損害賠償の導入やその在り方は立法例の分かれる問題であり、草案が製造物責任に限り「欠陥があることを明らかに知っている」という限定された故意を要求し、生命・健康という人身損害の場面に限って懲罰的損害賠償を導入するというのは、思慮深いことと思われます。

日本法では、懲罰的損害賠償は認められていません。外国判決の執行においても同様です。このような姿勢の基本には、日本法における不法行為法の目的のとらえ方、ひいては刑事法・行政法との役割分担の問題があります。近時日本法においても議論のあるところであり、不法行為法の目的や刑事法・行政法との役割分担を決するに当たっては、制裁を課すことに対する手続保障、適正手続の観点、私人のイニシアチブへの期待、私人が実損害を超えた賠償を取得することへの評価をめぐって見解が分かれています。

また、懲罰的損害賠償を、実損を超えた賠償であって、加害者に対する制裁や予防と位置付ける見解とともに、紛争解決のための弁護士費用等を含めた出損まで含めた広い意味での「損害」の填補としての機能に着目する考え方もあります。

言い換えてまとめますと、懲罰的損害賠償の導入には多面的な基礎づけがあり得ます。その中で、草案がこの局面において特に懲罰的損害賠償を導入することとしている、その着眼点はどのようなものでしょうか。

5. 終わりに

以上、総論的な問題のみを取り上げました。各論について、さまざまにご説明いただいた点の中でも、いろいろとお伺いしたいことがありますし、とりわけ冒頭のご挨拶をはじめ、幾度か指摘のありました製造物責任についてはご関心の高いところと存じます。また、石先生のご報告の中で、日本法における製造物の範囲についての議論状況などに言及もありましたので、もし時間が許すならば、最後にあらためてお話しさせていただければと思いますが、まずはさまざまな質疑のための口火として、総論的な問題に限ってコメントと質問を申し上げます。理解不足の点は多々あると思いますが、さらなるご教示をいただければ幸いです。

【講演1に対する 討論・会場質疑】

(小杉) 日本の研究者として、中国の権利侵害責任法を大変よく勉強・検討していただき、特に三つの点についてご質問いただきました。大変ありがとうございました。

石先生、沖野先生から今出された帰責原則、精神的損害賠償、懲罰賠償の三つの点について、今お答えできる範囲で、お答えをいただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

(石) 沖野先生、コメントとともに日本の経験についてご紹介いただき、ありがとうございます。多くの問題を出していただきましたが、確かにこれらの問題は、われわれの立法の中でも非常に激烈な討論をしている部分でもあります。四つの問題の中には、簡単に答える部分も、詳しく答える部分もあると思います。

帰責原則、無過失責任・過失責任についての沖野先生の理解は正しいです。二つの原則が書いてあります。しかし、両者のバランスを取るため、沖野先生が言われていますように、法律でも、過失責任には、過失がある故に責任を負うという積極的な帰責の原理があります。また、関係する章には、さまざまな製造物責任なども書いてあります。用語に関しては、日本の方からは見にくい部分もあると思いますが、専門家の理解の中では、特に大きな問題は生じていません。沖野先生の1番目の問題については、非常に確な理解をしています。

2番目の問題である民法の公平責任ですが、民法通則132条があり、1986年に通則が出てから、司法界の中でも非常に激論があります。実践から見れば、132条の最終的な実践の効果は素晴らしく、濫用の状況も見られませんでした。この制定は、中国の社会背景とも関係しています。1986年当時は、社会救済や補償というものが未整備だったわけです。ですから、特殊な社会の背景、国情があったわけです。

現在に至っても、わが国の社会保障や保険の体制は、依然としてまだ完全に整備されているとは言えません。ですから、中国の現状を見ていて、この部分は残しておく必要があります。しかし、公平責任を濫用されても困ります。ですから裁判所も、この辺の境界をきちんと決めて行っています。公平責任の原則にのっとって裁判所が判断を下すという事例はほとんどありませんが、われわれは今後とも研究を進めていきます。

3番目の精神的損害賠償についてですが、草案については非常に狭い書かれ方、表現ぶりです。日本の民法710条のようにはなっていません。狭いというのはそれなりの理由があります。われわれは精神的な賠償には二つの問題があると思います。一つは認定が難しいということで、どういうケースが精神的損害といえるのか。また、認定しても、賠償額の確定は非常に難しくなっています。

われわれは訴訟の氾濫を最も心配しています。ですから、以前の法律にも明確な規定はありませんでした。最高人民法院解釈では明確な規定があるものの、まだ法律には明文化されていないわけです。あまりにも幅広く、適用範囲にも大きな問題を来していますから、その両面から考え、適用範囲にある程度の制限を設けています。

ただ、日本やアメリカのように非常に広く敷居を下げるようなケースもありますし、ドイツのように精神的損害賠償が非常に厳密に規定されているケースもあります。いろいろな道徳・倫理、社会的背景の違いによって規定が設けられており、われわれは中国の現状にのっとって考えています。もちろん草案ですから、まだ法律ではなく、精神的損害はまだはっきりと規定できていません。内外の研究者からもいろいろな議論が出ています。今後の条文と今の草案の間には、今後また違いが出てくるでしょう。

最後に沖野先生が、懲罰的損害賠償についても言われました。私も先ほどその背景に

ついて申し上げました。この制度はアメリカでは比較的普及しています。中国でも、悪意を持った権利侵害の行為が出てきています。日本の皆さんも新聞で毒入り粉ミルクの事件を見たでしょうが、これは完全に悪意がある、非常に悪い行為です。こうした事件が起こっているの、懲罰的損害賠償が必要になってきています。

沖野先生は、賠償額の限度額についても言われました。われわれの草案の中でもいろいろな意見があります。実損と、実損の2～3倍という意見もあります。それから弁護士費用などもあります。それを法律に明文化するのか、それとも裁判官が案件によって決定を下すのか、その辺についてもわれわれは研究中です。

伝統的な民法体系の考え方は少し遅れています。伝統的なものであれば、懲罰的な損害賠償は認められなかったわけですが、その他の法律との関係で、懲罰的損害賠償について重複や衝突があるのではないかと思いますので、これも調整していかなければなりません。人間の健康や生命を脅かすことについては、もちろん適用していく必要があります。いずれにせよ、非常に厳密な限定を設けています。以上です。

(小杉) 石先生、簡潔にお答えいただき、大変ありがとうございました。それではフロアからご質問をいただきたいと思います。

(フロア1) 質問というよりコメントです。私は森脇といいます。今まで日本で不法行為に関連する立法をしてきた観点から申し上げますと、日本では正直言って、民法の中の不法行為に関する立法はできておらず、100年前のものをそのまま持っているわけです。そこで、裁判所は四苦八苦し、注意義務などをいろいろ工夫してきました。

そこで、石先生が紹介されたものを日本の経験から見て、立法される場合にどういうことを考えていけばいいか、私の経験からコメントさせていただきます。

石先生がおっしゃったように、不法行為、権利侵害責任法の目的は、加害者が損害を与えたら、その自分が与えた損害を賠償するというのが一つ。それから、被害者からすれば、与えられた損害について被害者を救済する被害者救済ということと、加害者が自分の行為に対して責任を負うということです。

その際に、加害者は何でもかんでも自分の損害行為について責任を負わされるとすると、自分の活動に制約を受けることになるので、自由な活動を制約されないように、かつ、自分のなしたことについて責任を負い、他方で被害者の負った被害をできるだけ広く救済するという、場合によっては矛盾する点をどうやってバランスを取るかというのが過失責任になります。

かつてはそれでよかったのですが、60年代ごろから技術や工業がどんどん進んできると、よく分からないことがどんどん増えてきます。やったときには大丈夫だと思ったことが、後から見ると実は危険があったということで、日本でいえば水俣病など、いろいろな問題が出てきました。それから医薬品でもそういうものが非常に増えており、第二次世界大戦以前に比べると、そういうリスクが急速に広がっています。しかも、いったん被害が生じると、非常に広範囲で、深刻な被害が生ずる場合が少なくありません。

しかし、リスクが大きくなったことから被害者を救済するため、加害者の過失概念を厳しくすると、行為の自由が妨げられます。他方で、過失概念をなるべく伝統的に守ろうとすると、被害者が救済されないことになります。その結果、何もかも民法の中で被害者救済を図ろうというのが無理になってきています。

そこで日本の場合、いろいろな特別法や、民法とは別の補償法、あるいは行政上の救済制度を作っています。例えば公害健康被害補償法、医薬品の被害救済法などを作ってきました。また、責任法であっても、製造物責任法という特殊なものがあり、もっと前

には、自動車損害賠償保障法という、従来の民法の中とは違うものができてきました。

そこで、私の申し上げたいことに戻りますと、民法をお作りになるときには、ほかの社会保障法、あるいは社会保障法一般ではなく、民法と他の救済制度との役割分担を考えないと、民法の中で、責任原則で全部やろうというのは無理だと思います。

それから懲罰的損害賠償は、反倫理的なものをやっつけて、それに対して褒美をやるというものです。アメリカなどはもともと内部告発などの伝統がある社会ですが、日本では「たれ込み」といいますし、中国もそういうことはあまり奨励しなかったと思います。

ですから、損害の賠償というよりも、裁判の場を使って企業の悪事を摘発することを奨励するという伝統の中で懲罰的損害賠償が出てきたのであり、民事裁判の中で、損害賠償制度を使ってやるというのは、まともなやり方ではないと思います。

もともと懲罰的損害賠償は行政がやることです。最近、日本のテレビで、中国の行政官が賄賂をもらい、悪いことをする業者を見逃す様子が出ていました。民法改正をして懲罰的損害賠償をやるよりも、厳格な規制法、製品品質法をきちんとやる仕組みを作ることを考える方が、民法の中であれこれやるよりはいいと思います。

ただ、懲罰的損害賠償を考えるのがいけないというのではなく、行政規制と民法との役割分担、あるいは他の補償制度との関係で、行為者の自由を保障しながら、他方で行為者の行為によって被害を受けた人を、なるべく広く救済するということです。しかし、現在の社会ではリスクが急速に大きくなってきており、被害が広がっています。今の民法の損害賠償法、権利侵害責任法は、そういう問題を解決をしなければならないという、極めて難しい課題を背負っているということを自覚しながら立法していかなければなりません。

後で解釈することは後で考えればいいので、立法するときには最初から正々堂々と、今のようなことをお考えになっておやりいただければと思います。

(小杉) 森脇先生、大変貴重なご意見をありがとうございました。

石先生、今の森脇先生のご意見について、何かお話はありますか。

(石) 森脇先生、ご意見をありがとうございます。森脇先生は私たちが尊敬する民法の専門家です。

実際、私たちの権利侵害責任法の中では、ほかの社会保障問題との関係もあります。先ほどお話しいただきましたように、慎重に考慮しなければいけないと思います。現実的な問題として、立法の中ではほとんど救済がないのです。追いついていないのです。ですから、私たちの権利侵害責任法の中の問題となってきます。

そのほかの救済制度、あるいは社会保障制度が全然追いついていないという現状の中で、一部の問題は、社会の需要に基づいて、権利侵害責任法の中で反映させなければならないという現実的な問題があります。

二つ目に、先ほど沖野先生もおっしゃいましたが、私たちの立法はさまざまな困難に直面しています。今、わが国では急速に工業化が進んでいる中で、リスクが大変高い企業もたくさん出てきています。私たちはリスク社会と言ってもいいような状況の中で生きており、その中で、かつての伝統的な民法体系の規定の中で解決するのかということ、大変迷っているところでもあります。できるだけ日本を含めた多くの先進国の様子を参考にしたいと思っています。

私たちは立法の草案で、例えばヨーロッパの不法行為法も参考にさせていただきました。私たちはただ伝統的な責任法の考え方だけを参考にではなく、伝統的なもの

では考えられないような多くの問題を考えていかなければなりません。

草案の中で過失責任や無過失責任が出てきたというのも、それと関係があります。これだけリスクの多い社会の中で、被害者は情報がなかなか得られない場合もありますし、挙証能力が大変低い人たちもいます。そのときには、それを踏まえた保護の手当をする必要があるということも考えています。先ほど森脇先生もおっしゃいましたが、リスクの高い社会の中で、いかにして伝統的な規律を打ち破っていくかということが考えられています。

もちろん、わが国の中でも、そのほかの社会救済制度が整備されつつあります。追いつかないところもありますが、それは責任法の制定の中でも考えられています。

森脇先生からたくさんのいいご提言をいただき、感謝しています。この草案はまだ第2次審査の段階で、最終的に法律として出されるまでには、まだまだ時間がかかると思います。専門家の意見を聞きたいと思っていますし、もし、現行の社会救済で損害賠償を解決できるのであれば、その中で解決していきたいと思っています。そして責任法の中では、そのほかの法律、あるいは特別法との調和を考えていく必要があります。

この権利侵害責任法が社会責任を負いすぎるとするのは、私たちの本意ではありません。適切な状況で社会問題を解決していく必要があると思います。森脇先生、本当にありがとうございました。

(小杉) ありがとうございました。現在草案が作られている中国の権利侵害責任法について、立法者である石先生から、現実を踏まえて、また、理論面でもいろいろなことを検討され、苦勞されているということを率直にお話しいただきました。また、日本側の研究者であるコメンテーターの沖野先生、フロアの森脇先生から、この中国の作業を進める上で大変ご示唆に富んだお話もいただき、大変有意義な講演会ができたと思います。

これをもちまして、第1部の講演を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。



石宏講師



沖野教授

「中国独占禁止法」適用の現状と課題

商務部反壟断局(独占禁止局)局長

尚 明

ご紹介いただき、ありがとうございます。栗田先生もありがとうございます。前回は北京においてご講演いただきましたが、私がコメンテーターをしました。そのときには非常にいいイメージが残っています。

1. はじめに

中国の独占禁止法は施行からすでに1年が経過しました。中国は市場経済化を進めている社会主義の国ですが、独占禁止法というのは市場経済の国の一番典型的な法律です。社会主義の国の中では、どのようにこのような法律を制定し運用するか、皆さんいろいろ疑問があると思います。

また、一部の企業、あるいは弁護士事務所においても非常に関心を持っている点だと思いますが、ここ1年、かなりの日本の大きな会社が、中国の独占禁止法の法執行に関連してきました。私のいる部署は多くのM&Aの申請を受け付けています。

これらについて、少し短めの時間でご紹介したいと思います。

2. 概要

まずご紹介したいのは、中国の独占禁止法の一般的な原則についてです。二つ目は、中国の実際の経験をお話しします。独占禁止法の執行機関、実際の運用状況はどうかということです。そして関連法規の状況もご紹介したいと思います。

皆さま既にご検討されている点があると思いますが、今回初めて皆さまにご報告しますので、少し詳しく、そしてさまざまな面にわたってご紹介したいと考えています。それから、その立法の実践の中で幾つかの問題が出てきましたので、それをご紹介します。最後に、皆さんと質疑応答を行いたいと思います。

3. 中国独占禁止法の主要内容

3-1. 一般原則

独占禁止法の一般原則はいろいろな面にかかわっており、それぞれお話しすることはできませんが、第1にご紹介したいのは、独占禁止法の施行は去年からですが、実際の起草は13年前に始まったということです。今から数えると15年前になります。1994年から起草を始め、2007年8月30日、第10期全国人民代表大会常務委員会第29回会議において採択されました。この法律は採択されてから1年間の実施準備期間を置いており、採択から1年後に施行が始まりました。中国の経済的な立法の中では、多くの法律は採択されたらすぐに施行となります。あるいは2カ月、半年と置く場合もありましたが、1年間の準備期間というのはかなり長いのです。昨年8月1日から、実際に施行されました。

中国のすべての法制度の中で、社会主義市場経済の法律を整備する上では、もしも独占禁止法がなければ、完全な法体系とは言えないでしょう。独占禁止法は最も基礎的、基本的な法律だということです。ですから独占禁止法の制定には13年もかかったので

しょう。

また、独占禁止法の適用範囲は、中国国内の経済活動で起こった、市場競争に排除、制限の影響を与えるような独占行為についてです。それから、独占禁止法の域外効力についてですが、多くの中国の法律は、主に中国国内で適用されますが、独占禁止法は域外効力を持っています。皆さまもご存じのように、EU委員会は最近数年の間に、インテルやマイクロソフトなどに対しても法的効力を及ぼしています。これらの会社はEUの会社ではありませんが、EUの市場競争秩序に影響を与えるということで、その法律が適用されます。

独占行為の適用範囲はどうかというと、行為については、市場の競争を制限する三つの行為に適用されます。詳しくは後で申し上げます。

主体範囲として、どのような人が対象になるかということ、事業者であり、行政機関ではありません。事業者とは商品の生産、経営に従事し、またはサービスを提供する自然人、それから法人およびその他の組織を指しています。ここでいう自然人というのも、社会において一定の経営を行っている者です。

それから業界の団体、業種協会も対象です。業種協会は企業ではありませんが、多くの企業によって組織された仲介機関です。中国の法律において業界団体とは、同一業種の責任者が自発的に集まった非営利の社会団体です。全体として会員のために市場に参入する活動を組織するわけですが、その過程の中で独占禁止法に引っ掛かるという場合もあります。

もう一つ、独占禁止法の適用には例外があり、農業生産者および農村経済組織の連合、あるいは共同的な行為については適用除外が認められます。これはカルテルである可能性があります。こうした農業の団体の行為は適用除外となります。これは法律ではっきりと決まっています。

そのほか関連する制度としては、例えば通報制度があります。独占禁止法の調査対象は調査機関が自発的に調査するものだけではありません。他人の通報からも摘発できます。例えば大きなカルテルなどのケースも通報によって発見されました。一般の国民や個人や組織や団体などが通報する権利を有しています。もちろん、通報したときに必要な証拠があり、関連する事実が備わっていれば、調査機関は当然調査することになります。

もう一つ、承諾という制度があります。もしも独占禁止法に触れる行為、つまり市場を独占する行為があった場合、調査機関に対して調査の前あるいは後に、市場に影響を与える独占行為をやめるという約束を自発的にすれば、調査をやめることがあります。もちろん、調査機関の監督を受け入れる必要があります。

それから、秘密保持制度もあります。中国の独占禁止法の全体の起草過程においては、多くの外国の会社や政府が、この秘密保持について非常に関心を寄せておられました。独占禁止法の調査や審査の過程においては、企業のトレードシークレットに触れる場合もあるかもしれませんが、ですから、法律の範囲の中で、秘密保持をすることについて厳しい規定を設けています。審査機関の公務員、そして調査官については厳しい制限を設けています。そして、通報した者についても秘密の保持がなされます。

また、抗弁制度があります。調査された事業者やステークホルダーは、その調査の全過程において自らの意見を陳述する権利を持っています。そして、独占禁止法にかかわる法執行機関は、調査される事業者やステークホルダーに適切な理由があり、その証拠があるか、確認を行います。

さらに、正直に自白すれば許すという制度があります。自分自身が独占合意に参加したけれども、処罰を逃れるために調査機関に自発的に告白し、誤りを認めれば、その処

罰を免除・軽減されることがあります。

こうした中国の制度は、全世界のほかの国でも設けられている制度だと思えます。立法の過程において、カナダとアメリカは100年以上、EUや日本も50～60年の独占禁止法の歴史があると聞いています。私どもは13年の立法の過程を経っていますが、私たちはこのような他国の制度を吸収し、中国の立法原則の中に取り入れてきました。現時点ではまだ原則的なものではありませんが、中国の独占禁止法は現代化された法律だと言えます。

3-2. 独占の合意

次に独占合意についてお話しします。独占禁止法には三つの柱があります。独占合意、市場支配的地位の濫用、事業者集中の三つであり、市場競争を制限する行為です。

独占合意は競争を排除し、もしくは制限する合意で、必ずしも書面によるものに限られません。この合意は何かサインをしてできるような合意書ではありません。こっそりと、あるいはお互いに約束するわけではないけれども、そういう合意に達したということがあると思います。ですから、独占禁止法違反の調査をする場合、国際的な独占合意の調査が一番難しいのです。数十年ずっと追跡しても、調査機関はその事実を発見できず、疑念は残るけれども、実際には事件が解決できない場合もあると聞いています。ただ、調査手段は進歩してきているので、独占合意についても、実際に事件解決、あるいは調査の成功率は、今後高まっていくものと思われるます。

独占合意については二つあり、一つは水平合意、もう一つは垂直合意と呼ばれるものです。水平合意は世界の独占禁止法の歴史において、処罰が一番厳しいものです。同業の競争者が一緒にやるということは共同行為の一つですが、これは必ず厳しい処罰を受けることになります。国際的にもたくさんのカルテルが存在していますが、一般的に当然違法行為の原則が適用されます。ただ、現在では、水平合意については少し緩む傾向も見られます。経済的な合理性が認められるものがあるということなのでしょう。

また、垂直合意をする者は、必ずしも同業ではありませんが、他人を害することがあります。自動車メーカーと部品メーカーの間に合意があれば、再販価格に影響したり、抱き合わせ販売を行ったり、あるいは独占取引などの結果を生むことになり、やはり経済競争に影響を及ぼします。

国際的にみても、カルテルを処理するときには、水平合意については非常に厳しく制裁を行います。垂直合意については一般的に少し緩い制裁になります。ただ、水平にしる垂直にしる、基本的には経済合理性にかかわってきます。しかし、ご注意いただきたい点として、同業の競争者が合意した場合、90%以上は制裁を受ける可能性があります。

実はこのような独占合意についても適用除外があり、次のような状況がある場合には、もしも水平合意であったとしても追及されない可能性もあります。例えば技術を改善し、新たな製品を研究開発する、製品の品質を上げる、そしてコストを下げ、効率を上げるなどの場合、また、中小企業が効率を上げるためや、競争力を高めるための場合、あるいは環境保護や災害救助など、社会的公共利益にかなったものである場合、あるいは経済が非常に不景気で、販売量が非常に下がったり、あるいは生産過剰を解決しようとした場合などです。ほかの国の独占禁止法においても、こうした除外規定が見受けられ、中国の独占禁止法でも適用除外を受ける可能性を残してあります。

そのほかにも除外の例がありますが、ある一定の条件を満たさないと適用されません。そして、事業者が適用除外を受けるとするならば、その合意について、市場経済をひどく損なわないという条件を満たさなくてはなりません。その結果として、消費者にも利

益がある場合に除外が適用されます。こうした条件が満たされないのであれば、除外を受けることはできません。

独占禁止法の終極の目的は、消費者の権利を守ることであり、消費者が利益を受けることです。事業者のみに利益があつて、消費者に益がないということであれば、適用除外は受けられません。

また、独占合意の法律的責任はどうかというと、まず違法行為の停止を命じ、違法所得が没収され、前年度販売額の1%以上10%以下の過料に処されます。これは非常に厳しい措置です。経済立法のすべての範囲において、このような厳しい制裁はないと思います。独占の合意はあるけれども実施されていない場合には、50万元以下の過料と、非常に軽い処罰となっています。

具体的な過料の金額を決めるときには、違法行為の性格を考え、その程度、そしてそれが続いている時間等の要素を考えなければいけません。

また、他人に対して損害を与えた場合には、当然法に従って民事責任を負うことになります。英米法系の国家、特にアメリカでは民事責任について3倍賠償の原則がありますが、先ほどの権利侵害責任法にも同じような3倍賠償の規定があります。この3倍賠償を中国が導入するかどうかについては、今後、補償的な規定、あるいは最高人民法院の司法解釈によって決められると思います。しかし、その可能性は残してあります。つまり、過料以外に民事責任を追及する可能性もあるわけです。

3-3. 市場の支配的地位の濫用

次は市場の支配的地位の濫用です。この一番典型的な特徴は、幾つかの企業の共謀行為ではなく、一つの企業（又は複数の事業者が一つの団体として）が支配的地位を得た後に、自らがその地位を濫用して、他者に損害を与えるということです。

一番大切な概念は、その企業が関連市場においてどうかということです。関連市場の中で支配的地位を得ている企業であるか否かが、独占禁止法と不正競争防止法の違いです。もちろん中国には不正競争防止法がありますが、不競法は不正な行為に関する法律です。

そして独占禁止法では、市場において支配的地位にあるものがその地位を濫用するということは、独占禁止法の制約を受ける条件となっています。これは一般的な小さな企業ではできないことで、必ず大きな企業がこういう行為を行うのです。

市場の支配的地位を得ているかどうかを判断する過程においては、二つの要素を考える必要があります。一つは商品市場、もう一つは地域市場です。商品あるいは地域市場、どちらでもいいのですが、やはり競争があります。独占禁止法の関連市場においては、製品間の代替可能性が非常に大切です。この技術的な問題について、あまり詳しいことは言えません。そして、その関連市場を画定した後に、ある企業が、その市場においてどれだけのコントロール力を持っているかを見るわけです。つまり、市場における独占力はどの程度かということを見るのです。

関連市場を決めるに当たってよく使われる公式があります。アメリカが1982年のガイドラインの中で出した「仮定的独占者テスト」というものです。この原理は非常に簡単で、消費者がある商品の値段が5～10%上がった場合にほかの商品を買うか、あるいはほかの地域に行き物を買うかどうかというテストです。ここで買わないであちらに行き買うということであれば、その関連市場の範囲は小さすぎますので、範囲拡大のテストを行う必要があります。

企業にとって重要なのは、市場における支配的地位について注目することです。これは一つ、または複数の事業者が、関連市場の商品価格や数量、またはその他の取引条件

を決定、維持または変更し、競争を排除または制限することができる能力を有することです。これは関連市場の支配のみならず、ほかの部分にも規制を加えています。

中国の独占禁止法の規定でも、六つの要素を考えろといっています。市場シェア、競争状況、市場コントロール能力、財力および技術条件、依存関係およびその程度、市場参入の難易度等々です。市場における支配的地位の濫用を分析する際、特にそれを認定するときに、こうした六つの要素は、ガイドライン的な要素の役割を果たします。

この前提として、中国の立法では、支配的地位の推定と認定については二つの規定があります。推定というのは、企業が一定の市場シェアを占めている場合、市場支配的地位にあるものと推定します。もう一つは、先ほどの六つの要素から、支配的地位にあると認定することができます。

独占禁止法ができてから、特にアメリカは中国がこうした推定条件を使ってくることに疑いを持っています。ここで皆さんに注意していただきたいのは、企業の市場における支配的地位の推定はイコール問題ありではないことです。支配的地位、非支配的地位でも構いませんが、それは必ずしも必然的に濫用を導き出すものではありません。独占禁止法で規制したいのは、企業の市場における支配的地位の濫用です。まずは支配的地位を推定し、その支配的地位を濫用しているか否かを判断していきます。ドイツや韓国でも推定の方法が用いられており、オペレーション上、これまで問題が起こったことはありません。

また、濫用行為については、いろいろな該当状況があります。価格の独占、略奪的な価格形成、取引の拒否、取引制限、抱き合わせ販売、差別待遇、強制取引等々の事例があります。

法律の責任は、先ほどのカルテルと同じで、過料、罰金については、前年度販売額の1%以上10%以下の過料となっています。ただし、過料金額を確定するときは、違法行為の性質、程度および継続時間等の要素を考慮していかなければなりません。それから、相応の民事責任を負わなければなりません。

3-4. 事業者集中のコントロール

3番目の柱は事業者の集中に対するコントロールです。中国の独占禁止法では、事業者集中には三つの状況が含まれています。まずは合併であり、これは新規設立と吸収合併の2種類の状態を含みます。

もう一つは、株式の権利や資産を取得するような形で、他の会社の経営権の掌握です。ですから、経営権の転換が非常に重要になり、そういう状況が見られたときには独占禁止法の審査対象になります。

3番目は、契約などの方式による、ほかの事業者に対するコントロールです。多くの事業者は集中の届出をするときに、この問題について聞いてきます。経営権が変わり、相手の事業者に対して決定的な影響を与えるのか、そうであれば申告するし、そうでなければ申告の必要はありません。現在、関係する立法機関は、細則を決めて、この概念を明確化することになると考えられます。

アメリカ、EUなどを含めて、そして日本も長期的な実勢にのっとり、経営権の掌握は非常に柔軟性のある概念だと思います。一つは法律によって明確に規定される形で、何が経営権の掌握か、どういうときに否決権を行使するかという部分です。もう一つは、経営の実践の中で会社をコントロールしているという形です。10%のシェアしかない小株主のほかに、60%の大株主がいても、大株主は経営権を放棄し、10%しか株を持たない小株主が経営権を掌握してしまっていることがあります。ですから、契約や規則、実践の中で、実際にどのように企業が経営されているかということを見ながら、経

営に対して決定的な影響を与えるか否かを具体的に判断していきます。

独占禁止法にはもう一つの状況があります。これは一つの支配権の概念ですが、51%の株の保有を、支配権の法定の分かれ目、要件として見ています。51%を52%にした、80%にした、100%にしたという場合は申告の必要はありません。独占禁止法では、こうした状況は例外と見なされます。

もしくは二つの企業がM&Aをして、両方が支配権の51%を第三者にコントロールされている場合、これは内部の統合ということで、こうした50%以下の場合、1%から50%の場合はどう判断をするかということ、ケース・バイ・ケースによる処理になります。

また、独占禁止法の中では事前申告が規定されています。事前申告が提出されてからM&Aがなされなければならず、そうされなければ違法行為が起きます。それから、事後申告がありますが、事後申告は不確定要素が非常に強く、統合してからまたいろいろな問題があります。

それから、申告の条件は各国によって違います。集中の状況に該当するかと売上高の問題を考慮する必要があります。二つの企業の中国国内の販売額の合計が20億人民元を超え、そして二つの企業の中国国内の販売額がそれぞれ4億人民元に達する場合は、申告しなければなりません。また、全世界の販売額が100億人民元を超え、そのうち二つの企業の中国国内の販売額がそれぞれ4億人民元を超える場合は、申告しなければなりません。さらに、市場競争に影響を与える程度が申告基準を下回る集中であっても、独占禁止法の関係部門に申告しないとはいけません。さもないと、関係部門が主体的に調査を始めます。また、他人の告発によって調査を始めるかもしれません。つまり、これは市場競争に影響を与えるということですから、こうした二つの状況について、皆さんには目配りをしていただきたいと思います。

事前の申告について申しましたが、われわれも申告時間を規定しています。EUは事前に正式審査前のコンサルティングがあり、いろいろな便宜を図り、いろいろと状況を知ってもらいます。われわれも多く時間を事前のコンサルティングに使っています。しかし、事前のコンサルティングで問題をきちんとさせて、AとBがこうなったという仮定の問題については、事前にコンサルティングすることはできません。支配権の転換についても、仮定の話であれば何の判断も下せないわけです。申告に必要な提出資料等はネットで見ていただきたいと思います。

審査の要素について、細かくは言いませんが、関連市場の競争状況に対する影響に対して、事業者自らが説明しなくてはなりません。それから、経営集中の協議、財計の関係の資料等を出さなくてははいけません。

独占禁止法の審査は強制性があります。事前の審査は企業の集中に影響を与えるかもしれませんし、破産に瀕しているところにも影響を与えるかもしれません。第1の審査段階では30日間で審査を終え、90～95%は迅速に判断します。

しかし、申請資料に欠陥や欠損がある、不合格であるという場合は、資料を補足させます。そして、二度、三度とそういうことを繰り返していくうちに立件の時間が延びてしまいます。ですから、われわれも1回目通せるように努力していますし、1回目でも不合格でも2回目に出してもらえば合格するというようなことを目指しています。第2の段階は90日必要ですが、最長でも半年で審査を終えます。いずれにしても、申告した事業者の協力が必要です。

事業者集中の規制は、企業の未来の主観的な判断にかかわるものであり、カルテルが起きたから、市場支配的地位の濫用が起きたから、事後的に処罰するというものではありません。M&A後に市場にどのくらいの影響を与えるかということは、エコノミスト

等の専門家が参与していかなければなりません。ですから、多くの国は、このカルテルと濫用の二つの立法をした後で、独占禁止法の集中の部分を構築していきます。これは合理性や、いろいろな要素・要件を考えていかなければなりません。

その中には市場のシェア、市場の集中度、市場の参入、それから消費者と事業者、国民経済の発展に対する影響等も要件となります。これは時間があればまた詳しく述べたいと思いますが、結果としては三つ、禁止、許可、制限的条件の付加が考えられます。

私たちは2003年からM&Aの審査をやっており、そのときは独占禁止法はありませんでした。現在、審査は800件を超えていますが、事業者集中が禁止されたのは一件だけです。

制限的条件の付加は数例ありました。M&Aが企業競争、市場に影響を与えるということの判断です。交渉の中で条件を出し、その企業が出した条件が市場に影響を与えないと認められればいいのですが、一つ例を挙げましょう。三菱レイヨンがルーサイトを買収しましたが、この案件では生産能力の切り離しという概念を初めて取り入れました。世界の中で多くの独占禁止法の当局は、この構造的な切り離しをえています。外科の手術のように、肺に問題があれば肺を摘出し、胃に病気があれば胃を摘出します。つまり、競争に悪影響をもたらすものを除外してしまうのです。

事前審査をしておらず、事後に影響を発見して現状を回復する場合は非常に難しいわけです。法律責任としては、株式や経営権を移転したり、50万円の過料を設けたりします。

具体的な過料金額を確定するときには違法行為の性質、程度および継続した時間等の要素を考慮しなければなりません。また、民事的な責任がある際には民事責任を負うこととなります。

3-5. 行政権限の濫用による競争の排除・制限

また、中国の独占禁止法では、行政権力を濫用して競争を排除、制限してはいけないという規定があります。

独占禁止法が制約している主体と行政の主体は違うわけです。すなわち、独占禁止法によって規制している対象は事業者であるわけで、政府はそこでは主体にはならないわけです。中国の独占禁止法でこのような概念が出てくるというのは、まず中国の市場の中に、確かにそういう現象があるからであり、独占禁止法の中では必ず反対の立場をはっきりさせなければなりません。

4. 中国独占禁止法の実践

4-1. 機構の設置

独占禁止機構の設置については簡単にご紹介します。先ほど開幕式のときに发展改革委委員会の杜さんがおっしゃいましたように、さまざまな委員会がありますが、法律の中では独占禁止委員会が初めて法律で設置されています。

独占禁止委員会にはたくさんの機能がありますが、直接的な法執行にはかかわっていません。この点は確かです。

法執行を行っているのは、国家发展改革委、商務部と国家工商総局です。独占行為が価格に関連してくるときには国家发展改革委、それ以外は工商総局が担当しています。事業者集中については商務部が担当しています。

それから地方でもやっていますが、中国は統一した競争がある市場ですから法律に従い、工商総局や发展改革委、商務部が、各地方に委託したり、授權したりという形で法執行をやってもらっています。

4-2. 付属立法

中国の独占禁止関連の付属立法もたくさんあります。付属立法というのは大変長い時間をかけて整備され、一気に出来上がった法律というわけではありません。アメリカには100年以上の歴史があります。現在でも付属の立法や、さまざまなガイドラインも出てきています。ですから、独占禁止委員会も規範的なガイドラインを制定し、法執行機関も一連の関連規則を制定しましたが、短期間で全て完成できるものではありません。

4-3. 法執行状況

現在までの事業者集中の独占禁止審査事例です。去年8月1日から今まで大体1年間、200件余りの申告前相談があり、立件が71件、認可が50件、禁止が1件、条件付き認可が2件という状況です。

例えばアメリカやEUだと、金融危機で立件数が少し下がったとはいえ、1年間で300～400件あるそうです。私たちの法執行の敷居はかなり高いという感じがあります。申告さえすればかなり認可され、許可されないものには必ずはっきりした理由があります。

独占合意や市場の支配的地位の濫用には、例えば洗車価格のカルテル事件や豆製品の価格のカルテル、それからコンクリート協会のカルテル、先ほど協会も処罰の対象と申し上げました。また、ビール会社の低価格のダンピング事件もありました。

5. 終わりに

独占禁止法は大変複雑な法律で、多くの法学及び経済学の知識によって更に発展していくものですので、短時間で皆さまに中国の法律を紹介することは大変難しいのです。日本は大企業が多いですから、この法律を重要視していただきたいと思っています。今後の法執行においても、詳しい問題については、皆さまとまた交流したいと思います。

以上です。ありがとうございます。

【講演2に対する 日本側コメント】

コメンテーター

千葉大学大学院専門法務研究科教授

栗田 誠

1. はじめに

尚明局長から中国独占禁止法の包括的なご説明をいただいたので、私からは6点申し上げます。

第1には、中国の独占禁止法が大変大きなインパクトを世界中に与えているということを指摘したいと思います。

第2には、中国独占禁止法の特徴について、実体面と執行体制の両面から、国際的な視点を踏まえて整理したいと思います。

第3には、施行後1年余りの動向について、施行規則やガイドラインの作成状況と具体的な法執行活動に分けて概観したいと思います。

第4には、中国独占禁止法当局が引き続き取り組まなければならない課題について、期待を込めて指摘したいと思います。

第5には、中国独占禁止法の特徴でもある行政独占の問題について、日本の独占禁止法における考え方を交えて取り上げます。

第6には、中国独占禁止法と直面する企業に向けて、幾つかの一般的な留意点を示して注意を促したいと思います。

2. 中国独占禁止法が及ぼすインパクト

中国独占禁止法は施行されてまだ1年余りしか経過していませんが、既に国際的なプレゼンスを確立しているといっても過言ではないと思います。

とりわけ企業経営の観点から言えば、「世界の工場」としての中国、あるいは「世界の市場」としての中国を目指す企業であれば、中国独占禁止法を無視できない状況になってきていると言えます。

世界中の独占禁止当局を格付けする試みがよくなされますが、そこでの大きな考慮要因は、国際的な執行活動をどの程度活発に行っているかということです。そういう面から見ると、中国の当局、特に商務部では、既に3件の国際的事業集中の事案が禁止あるいは条件付き承認となっており、国際的な執行活動という面から見ると、大変目立った成果を上げている状況にあると言えます。国際的な企業活動にとって、中国独占禁止法が現実のリスクであることを実感させるものでもあります。

中国独占禁止法には、いわゆる「域外適用」を明示的に定めた規定もあり、起草過程から域外適用への強い意欲が示されていたことに留意する必要があると思います。

3. 国際的視点から見た中国独占禁止法の特徴

3-1. 実体規定

第2に、中国独占禁止法の特徴を簡単にまとめてみます。まず、中国の独占禁止法がE.U.タイプの実体規定を有していることは広く知られています。独占合意、市場支配的地位の濫用、事業者集中の三つの行為類型を「独占行為」として禁止するとともに、「行政独占」に対する規制を定めています。

独占行為に対する規制基準（違法性判断基準）は、基本的に「競争を排除し、または制限する」か否かになっています。日本の独占禁止法では「競争を実質的に制限する」

か否かが一つの大きな基準になっていますが、規定だけを見ますと、中国の独占禁止法では規制基準が低い、違反になりやすい規定である可能性があります。

ただ、独占合意に関しては、同時に広範な適用除外を設けており、バランスを取っているという言い方ができるかもしれません。

中国の独占禁止法に限らず、これは世界中の独禁法すべてがそうだと思いますが、独占禁止当局に大変大きな裁量を認めて、その適切な判断を期待するという仕組みを取っています。逆に言うと、事業者の予測可能性を確保し、法遵守を促すことを進めていくためには、法律上なかなか具体化・明確化できない違法性判断基準というものを何らかの形で具体化していく必要があるわけです。

中国の独占禁止法の制定に当たっては、多くの法域の独占禁止法の制度や運用を学んで制定に至ったわけです。実際の運用に当たっても、多くの法域で採用されているような理論や実務を取り入れていくのか、それとも何か中国独自の考え方が採られるのかということが今後注目されると思います。

3-2. 執行体制

執行体制の特徴として、独占行為の違反に対しては大変厳しい措置が設けられています。刑事罰こそ設けられていませんが、独占合意や支配的地位の濫用に対しては、排除措置命令に加えて、違法所得の没収、前年度売上高の1～10%の過料という措置が累積的に課されます。違反に対する措置は行政措置が中心ですが、既にたくさんの民事訴訟が提起されていることにも注意が必要であると思われます。

ここで1点、技術的な質問ですが、「前年度販売額の1～10%の過料」という場合の前年度販売額について、これが違反の対象になった商品やサービスの販売額なのか、それとも違反をした企業の全体の販売額をいうのか、その点についてお伺いします。

それから、執行機関については、起草過程においても専門の独立した機関を設けるべきであるとする主張も見られたようですが、法執行機関としては、商務部、发展改革委、工商総局の3機関に、行為類型に応じて分担させる体制を取っています。

事業者集中を担当する商務部は別として、独占合意と支配的地位の濫用に関して、価格にかかわる行為は发展改革委、それ以外については工商総局という分担になっています。ただ、価格に関係するか否かで区別できるのかどうか、こういう区別の仕方が円滑に機能するのかどうかについて疑問も示されています。

先ほど三つの機関が執行上の責任を分担するという仕組みについて、特に发展改革委と工商総局の間では、価格に関係するか否かで分担し、そのための調整メカニズムが設けられているというご紹介がありました。独占禁止法違反行為というのは、価格だけに限る、あるいはそれ以外のものに限るというように截然と区別することはなかなか難しいのが通常です。円滑にこの分担関係が機能するように実際上の工夫がなされることを期待したいと思います。

例えばアメリカの連邦レベルでも、二つの独占禁止当局、司法省反トラスト局と連邦取引委員会という二つの組織があり、部分的に法執行の権限を共有しています。そこで用いられている調整メカニズムを参考にすることも一つ考慮に値するのではないかと思います。

これまでのところ、実際の法執行は事業者集中に限られているようにも思われますが、後ほど申しますように、独占合意や支配的地位の濫用に関する規則の整備作業も進展してきており、早晚、これらについての法執行活動も現実化するものと思われます。独占禁止委員会の下で3機関が、円滑、実効的かつ整合的に執行体制を確立されることを期待したいと思います。

4. 独占禁止法施行後の1年間の動向

4-1. 規則・ガイドラインの制定

第3に独占禁止法施行後の1年間の動向について簡単にご紹介します。まず、規則やガイドラインの制定状況ですが、昨年8月1日の施行の時点では、事業者集中の届出に関する規定の原案が公表されていたにすぎなかったのですが、施行直後の8月3日に「事業者集中届出基準に関する国務院規定」が公布されました。その後も引き続き検討作業が行われ、今年1月になって各種の規則などの原案が公表されています。重要な規定や指針の作成に当たっては、原案が公表され、意見募集の手続きが取られていることは大変好ましいことであると思います。

まず、商務部による事業者集中に関する規定の原案が公表され、意見の募集が行われ、次いで工商総局による価格以外の独占行為に対する作業が進展し、遅れていた発展改革委員会による価格独占行為に関する規定についても、この8月に原案が公表されています。

また、事業者集中のための市場画定に関するガイドライン原案については、1月から商務部によって公表されていましたが、最終的には独占禁止法全体の市場画定に関する国務院独占禁止委員会のガイドラインとして、この5月に公表されています。

こうした規定の整備作業が急ピッチで進められたことにより、手続き面の具体化はかなり大きく進展したと考えられますが、他方、実体面、すなわち抽象的な実体規定の解釈の具体化・明確化という面では、市場画定ガイドラインを除くと、まだそれほど進展していないようにも見受けられます。

いずれにしても、各種の規定の整備が進展する中で、事業者集中にとどまらず、他の行為類型に対する規制も始まろうとしていることは間違いないと思われます。

4-2. 個別の法執行活動

事業者集中に関しては、既に禁止命令を行った事案が1件、条件付き認可の事例が2件公表されており、これらはいずれも外国事業者による買収事案でしたので、国際的にも大変注目を浴びています。

これらの3件については世界中からさまざまな論評がなされています。外国のメディアや実務家・研究者からは、審査結果に関する公表が極めて簡潔なものにとどまっており、どのような事実を基に、どのような観点から競争上の弊害を見だし、禁止措置や問題解消措置を命じたのかが理解し難く、また、公表資料に示された説明から判断する限り、競争上の弊害が必ずしも十分に指摘されているとは言いがたく、中国国内企業の保護に傾いた運用となっている恐れはないのかという指摘や批判が見られます。

こうした指摘や批判がどこまで当たっているかは容易には判断できないものであり、先入観による一面的な批判は禁物ですが、より詳細な説明が執行当局からなされることが望ましいという面では一致が得られるものと思われます。

それから、事業者集中の申告制度の運用についても、先ほどご説明をいただきました。中国の申告制度はEUの制度に範を取ったものと評価されていますが、申告義務者の事務的な負担が大変大きく、事業者集中の実施プロセスに影響が出てしまう、予定していたスケジュールどおりに進まないという事案が出てきていると言われています。これは事業者にとっては大変大きなことなので、先ほど尚明局長からも申告前の当局への相談の奨励がありました。この点は、企業において注意する必要があると思います。

いずれにしても、独占禁止法規制が事業者集中規制から始まるというのはこれまで例がないのではないかと考えられます。例えば100年以上の歴史を持つアメリカで、企

業結合についての事前届出制度が採用されたのは1976年ですし、EUにおいて企業結合が導入されたのは1989年です。そういう意味で、中国では事業者集中規制が最初に始まったということには、大変大きな意味があると思います。

また、独占合意や市場支配的地位の濫用規制については、多数の申告が当局になされていると言われています。市場支配的地位の濫用については、マイクロソフトや百度に対する申告がなされていると報道されていますが、その審査状況は不明です。手続きなどが整備され、今後、法執行活動が具体化するものと予想されています。

それから、事業者集中以外の問題では、民事事件にも注目する必要があると思われます。米国を除くと、私訴は必ずしも活発ではなく、日本やEUではその活性化が検討されていますが、中国では施行直後から民事訴訟が活発に提起されており、一部の事件では原告有利の和解に達しているものもあると報道されています。

さらに独占合意や市場支配的地位の濫用、特に市場支配的地位の濫用については民事事件が多数提起されています。米国を除くと、独占禁止法に関する私訴は必ずしも活発ではありません。むしろその活発化対策を検討しているという状況にありますが、中国では施行直後から活発に民事訴訟が提起されています。執行当局の法執行活動と裁判所の民事判決という形で、これから先、独占禁止法の解釈運用がなされていくことになりますると、両者の判断を最終的にどのように統一していくのか、大変大きな問題が出てくるのではないかと思います。また、独占禁止法の解釈適用には、経済実態の把握と経済分析を必要とするような問題が大変多いことから、裁判所がどこまで専門性やリソースを有しているのか、これは日本でもさまざまな問題が指摘されますが、中国においても同様の問題があるのではないかと思います。

5. 中国独占禁止法当局に対する期待と要望

中国当局に対する期待と要望として、第1には、独占禁止法の執行に必要な規則やガイドラインを速やかに整備し、公表していくことです。施行後1年余りにたくさんの規則や指導意見が公表され、あるいは意見募集が行われていることは大変歓迎すべきです。ただ、実体面の違法性判断基準の具体化という意味では、まだそれほど進展は見られないと思われます。

こうした違法性判断基準は、個別の違反事件の処理の過程で、次第に具体化・明確化されるという性格のものでありますので、なかなかいつときに具体化するのには難しい面がありますが、ある程度の考え方を示さないと、事業者の予測可能性を損なってしまうことがあると思います。

先ほどのご説明では、例えば市場支配的地位の濫用規制というのは、まさに濫用行為を規制するという行為規制であるということで、過度に心配する必要はないということでしたが、市場画定の仕方一つを取ってみても大変難しい問題です。それから、濫用行為に当たるのかどうかについても、例えば不公正な高価格、あるいは原価割れの販売といった濫用の類型があります。これらがどのような具体的な基準で判断されるのかということについては、大変大きな関心が持たれています。

ちなみに日本の独占禁止法では、支配的地位の濫用ではなく、私的独占、独占行為という規制のタイプで、現在、公正取引委員会が私的独占についてのガイドラインを作成中です。このガイドラインの原案に対しては、海外の当局、あるいは弁護士会からも多数のコメントがなされていると伺っています。そういう意味で、こういうガイドラインを作ること自体、実は大変難しい問題です。個別具体的な違反事件の処理を積み重ねる中で次第に具体化されていくという性格のものでありますので、施行されてまだ1年という中国の独占禁止法について具体的な基準をすぐに示すべきだというのは、無理難題を要求

することになりかねません。しかし、それは中国の独占禁止法のインパクトが大きいことの表れでもあります。そういう意味で、実体的な基準の具体化・明確化になお一層のご努力をいただきたいと思います。

第2には、規制の透明性を確保することです。規制手続きの透明性、あるいは審査結果の公表という観点から、国際的にも積極的な取り組みが求められていると思います。

第3には、国有企業による競争制限問題への取り組みです。また、第4には、外国企業への不当な差別という問題も指摘されています。国有企業の問題や外国企業に対する差別の問題は、産業政策や、さらには経済政策全般にかかわる問題であり、独占禁止当局だけではなしに、政府全体として取り組むべき課題です。ただ、中国の独占禁止法は世界経済や世界中の企業に大変大きなインパクトを与えており、現下の国際的な経済危機の下、こうした問題が生じやすいということも事実です。中国当局のみならず、日本を含む世界中の競争当局が、こうした国有企業の問題あるいは外国企業の差別といった問題については留意すべきものであらうと思います。

第5には、執行当局が、業種・分野ごとに経済・取引の実態把握に努め、独占禁止法問題を扱うための基礎的な知識や分析ツールを組織として共有できる体制を構築することです。また、独占禁止法の意義や役割を政府部内、あるいは企業や消費者に正しく理解されるように、普及・啓蒙活動に努めることも大変重要な課題です。

最後に第6として、日本を含む関係当局との執行協力を進める必要があるということにも留意を促したいと思います。

これまで先進国競争当局あるいは国際機関からさまざまなアドバイスを受ける、あるいは職員の研修を受けるといった形で国際協力がなされてきましたが、既に個別事案において法執行が進んでいますので、独占禁止法の執行面での国際協力が必要になってきていると考えます。

6. 行政独占の規制

先ほど、行政独占に関してどのように考えるかというお話がありました。実はこれは大変難しい問題です。独占禁止法は一般的に事業者の行為を規制する法律です。従って、常識的に考えると、中国の独占禁止法に設けられているような行政独占に対する規制というものは、独占禁止法の中には設けられていないのが普通です。ただ、かつての社会主義経済国の独占禁止法の中には、同様の規定を置いている立法例もあるようです。また、EUの競争法には国家補助に対する規制があります。これは各国当局が自国企業に有利なように補助金を支給する措置を採ると、それが競争上のバランスを失するという観点から、欧州委員会が一定の規制を行っているものであり、それに類似したものという面もあると思います。

また、行政独占とは若干違いますが、アメリカにおいては連邦と州との関係で、州政府の行為に基づく事業者の行為をどう扱うかという、大変大きくて難しい問題があります。アメリカでは連邦と州とはある意味で対等なので、州の行為に基づく事業者の行為は原則的に免責されます。もちろん免責の要件は厳格に解釈されていますが、一定の判例法が形成されています。

日本では、そのような連邦制度に基づく特別な規制の問題はありませんが、かつては日本でも行政庁の行政指導によって事業者が違法行為を行うという問題がありました。例えば行政指導によって誘発されたカルテルといった問題が日本でも起きていたのです。また、現在でも官製談合という問題が頻発しています。こういう問題について、日本の独占禁止法では、違反になるのは事業者であるという考え方が維持されています。刑事の側面では若干違う取り扱いができることにはなりますが、違反行為にかかわった行

政庁側は、独占禁止法上の責任は問われないことになってしまっています。それは問題があるのではないかということで、違反行為の過程でそのような問題が明らかになった場合、公正取引委員会は関係の行政機関に対して改善を促すという取り組みをしていますが、必ずしも十分な効果は上げていないかもしれません。また、官製談合の問題に関しては、官製談合防止法という法律が7～8年前に制定され、発注者側の対応が義務づけられるようになっていきます。

このように、行政独占の問題は大変難しい問題であり、各国の実情に応じた対策をとらなければいけません。

この問題については1993年の反不正当竞争法の中にも規制があったのですが、必ずしも十分な効果を上げていないのではないかと考えています。今回の規定に対しても懐疑的な見方があると思います。こういう問題に対して特別の規定を置き、積極的に取り組もうとされている中国政府の取り組みを支持したいと思っています。

7. 中国独占禁止法と向き合う事業者求められる対応

中国独占禁止法と向き合う事業者求められる対応として、当面は事業者集中の問題が大変重要だと思います。企業結合を検討している事業者は、日米欧の競争法だけではなく、中国独占禁止法を意識した準備を進めることが不可欠です。特に、届出に際して求められる情報は大変広範囲であって、日米欧当局に届け出る資料を焼き直すだけでは対応できないものがあるということも言われています。この面では、商務部においても事前相談を積極的に受け付けているということなので、こういう面での周到な準備が必要だと思います。

それから、支配的地位の濫用については、反証は可能であるとはいえ、市場支配的地位にあることの推定規定があります。市場支配的地位にあると推定されると、価格設定その他の経営上の戦略が大きく制約される恐れがあります。

市場支配的地位の推定に当たっては、市場画定が大変重要ですが、市場画定を安易に行い、広く画定された市場を前提に安心していると、大変大きな過ちを犯すことになりかねません。

また、独占合意、特にハードコア・カルテルに関しては、日本でもコンプライアンスが浸透してきていますので、それを確実に実践する限りは大きな問題はないと思いますが、それ以外の共同研究開発や規格設定、共同生産・販売といった合理の原則型の共同行為については注意が必要だと思います。

さらに、垂直合意については、国や時代によって規制基準が大きく変わってきているということがあります。垂直合意については、特に価格以外の面での制限については一般に寛大な取り扱いをするということが国際的な流れですが、中国独占禁止法はこの面でどのような運用がなされるのか、大変注目されます。

また、企業にとっては民事訴訟のリスクを考えなければいけません。特に現時点では、裁判所がどのような判断を下すかについて、なかなか予測がつきにくいと思われます。

逆に、中国独占禁止法の活用ということもあるかもしれません。行政独占の規定は、その実効性には疑問も示されていますが、地方保護的な措置に対抗する手段として活用できる可能性もあると思います。

さらに、日本政府の関係機関に対して、政府間での協議や交渉を求めることも必要になる可能性があると思います。

8. 終わりに

中国の独占禁止法が急速に国際的なプレゼンスを高め、国際的な事業を展開する企業

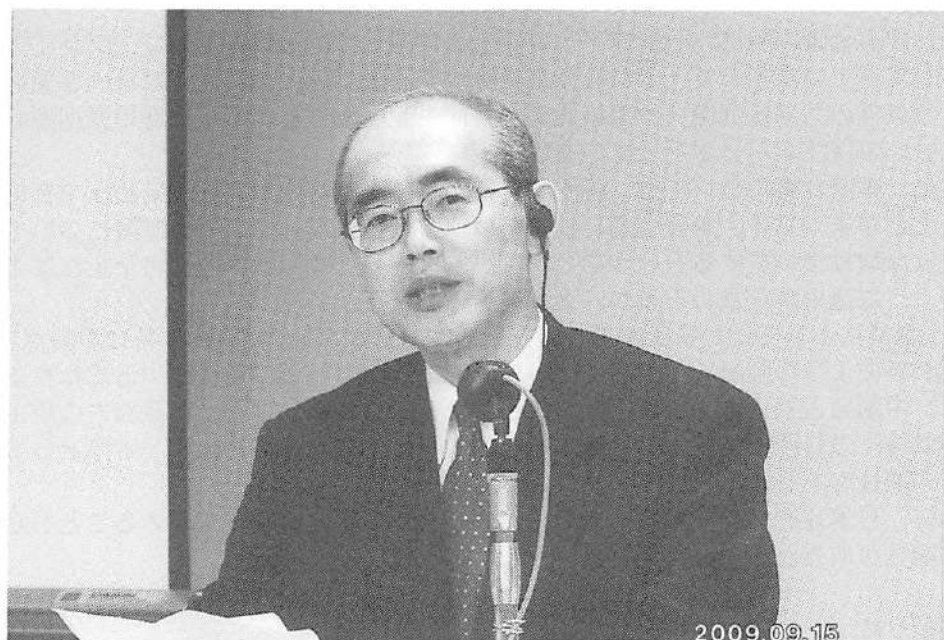
にとっては、米国の反トラスト法、EUの競争法に次ぐ第3の重要な競争法になりつつあると言っても過言ではないと思います。

そういう状況にあるということを中国の当局におかれても十分認識された上で、執行体制の確立と個別事案の適正・的確な判断に努められることを期待したいと思いますし、関係の事業者においては、中国独占禁止法のリスクを考慮した行動が期待されています。

以上です。ご清聴ありがとうございました。



尚明講師



栗田教授

【講演2に対する 討論・会場質疑】

(小杉) 栗田先生、大変整理され、また、国際的な動向も念頭に置いた上で、中国に進出している日本の企業の関心・懸念も含めてコメントをしていただき、本当にありがとうございました。

尚先生、今の栗田先生のコメントに対して、全部は無理でしょうが、こういう点は話をしたいということがあれば、お話ししたいかと思います。よろしくお願いします。

(尚) まず、概括的なことを申し上げます。私どもが研究した結果、中国の独禁法については日米欧とそんなに大きな違いはないと思います。ごく一部の個別の条項、例えば行政権力の濫用などで違いはありますが、原理的には同じですので、それほどご心配は要らないと思います。

また、独禁法は中国にとっては新しいものですので、一定の時間が必要かと思えます。ですから、重要な点はわれわれの能力を高めることであり、関連の法規をこれからも整備していくことが必要です。

三つ目としては、一般大衆や企業に対し、独禁法を宣伝することも必要です。オーストラリアに関しては、リーダークラスの人がこの話をしています。アメリカも100年の歴史があります。長い時間をかけてそれに慣れてきたわけで、中国でも、やはり慣れる期間が必要です。例えばアニメで知らせるなど、企業には独禁法があることを知らしめなければいけません。

もう一つ、独禁法の究極の目的は、消費者の権利を守ることですし、企業が大きくなるための法律でもあります。ですから、独禁法は米国企業に差別的待遇を与えるものでもありませんし、中国の国有企業を優遇するものでもありません。立法の精神として、差別的待遇は全く含まれていませんので、皆さんはご心配いただかなくても大丈夫です。

ぜひ、皆さま、市場競争によって皆さまの会社も大きくなり、消費者にも利益が与えられるようにしていただきたいと思えます。

次に、もう少し具体的なことをお答えします。立法の問題については、私どもも非常に注目しています。ただ、この独禁法は全人代が制定するもので、私たちの職責の中で理解していくしかありません。法律によってはもっとたくさん付属の法規が定められなくてはなりません。企業に必要なものは、私たちも必要だと考えます。

また、法執行についてですが、一部の法律は競合しています。不競法も今、改正の途中です。これも独占禁止を扱っている法律なので、これらの法律をある一定の期間をかけて擦り合わせる必要があると思えます。

そして、反独占の執行機関の問題ですが、調整の機構があります。それから事件の移送という手続きもあります。どちらが担当するか分からないときは、どちらに申請してもらっても構いません。私たちは管轄権のある部門にフィードバックしていきます。ただ、実際は模索中の段階です。アメリカの二つの組織はお互いに協力し、かなり長い時期がたちましたが、それでもうまくいかないときがあります。誰が何を担当するかというのは、調整が必要となります。

次に、透明度の問題です。中国の社会も進歩し、立法における透明度も上がってきています。現在ではすべての法律・法規を公開し、民主的にパブリックコメントを募集しています。また、ネットでの意見募集もしてもらっています。また、実務の中で経験をまとめ、こうした情報をどのように開示するかということも考えています。ですから、私たちの考え方は分かっているかと思いますし、私たちの経済学、法学的な考え方もお分かりいただけると思えます。これは私たちの仕事の基礎となっています。

また、国際協力の件についてですが、私たちの法執行機関においては国際的な交流や協力があります。ただ、ほかの国の法執行部門との間で、具体的な事件について協力があつたかどうかについては、それぞれの国で域外の管轄権を持っていますが、それぞれが独立に調査する権利を持っています。ですから、特別な合意がない限り、申請者はある程度の権利を放棄しなくてはなりません。例えば秘密保持の権利の放棄などです。アメリカやEUにしても、情報の交流、政策の交流にとどめており、具体的に個別のケースについては言及しない、交流しないことになっています。これについては栗田さんの方がたくさん具体的な例をご存じだと思います。

それから、各国の法執行機関ですが、アメリカは連邦制の国ですから、独禁法の法執行においても並行的に行います。しかし、中国は連邦制ではありませんから、アメリカとは体制が異なります。また、EUは国と国が連盟した一つの共同体ですから、EUの内部で起こった問題については、EUの内部規定に従います。先日もEUと対話を行ってきましたが、例えば一つの国の問題は、ほかの国では解決できません。それぞれの国情によって実際のやり方が違うのです。やはりお互いに、それぞれ完全にうまく比較するのは難しいのではないのでしょうか。各国の立法というのは、それぞれ公平競争の秩序をつくるという共同の信念さえあれば、独禁法も当然の役割を果たすと思います。

時間の関係で完全にお答えすることはできませんが、私がお答えするより、皆さまの方がもっとたくさんの経験があると思います。だからこそ、私たちは経験を交流したいと思っています。ありがとうございました。

(小杉) ありがとうございました。フロアから質問を受けたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますか。

(フロア2) 少し細かいことで恐縮ですが、資料の22ページに企業結合の件数があり、立件が71件とあります。これは届出が71件ではないと思いますが、何らかの形で届出が出たものを、何らかの基準で選択して立件して処理していると伺われます。例えばシェアが何パーセント以上のものというように、立件の処理をするものの基準があるのかどうか、これが1点です。

2点目は、これまで当局ができてから、外国の競争当局との間で正式の定期的な協議の場を持ったことがあるか、あるいはそういうものを持っていく予定があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

(尚) まず1点目ですが、データは正しいです。相談は200件以上ありますが、正式に立件されたのは71件です。M&Aの具体的なプロジェクトの名前は申告者にしかお話しできませんが、制限的な条件の中で公開するというだけであり、統一的に公表しています。実際に認可したのは50件で、これも正しい数字です。

もう一つ、国際交流についてですが、独禁法の立法の過程においては、私どもはしょっちゅう国際的な同業の皆さんと交流してきました。EU委員会との間では競争対話を毎年1回、各国で順番に行っています。アメリカとは主に法律整備について交流を行っています。アジアでは、日本の公正取引委員会、韓国の同種の委員会とも交流があります。

独禁法は域外効力があり、経済全体に影響を与える法律ですので、こうした交流により、皆さまとともに独禁法の機能について認識を高めたいと考えています。

(小杉) ちょうど時間になりました。大変実践的で内容の深い議論ができ、司会者と

して大変うれしく思います。中国からわざわざ来ていただいた尚局長には大変率直な発表をしていただいたことを本当にありがたく思いますし、栗田さんにも大変周到な準備をしていただき、非常に幅広い視野でコメントをいただいて、ご貢献に感謝したいと思います。ありがとうございました。



セミナー前日歓迎晩餐会



左から杜鷹副主任、宮原会長、任瓏司長、原田理事長

<総括(1)>

国家発展改革委員会外事司巡視員
李 国華



皆さま、本当にお疲れさまでした。日本側の主催者には非常に細かく、丁寧に準備していただき、本当にありがとうございます。中国側を代表して感謝を申し上げます。今回のセミナーでは、中国の独占禁止法ならびに権利侵害責任法について、非常に突っ込んだ討論ができたと思います。非常に大切な二つの法律をテーマにしたわけですが、極めて有意義であり、時宜に合ったものであったと思います。

現在、中国の独占禁止法の法執行の取り組みはまだ始まったばかりです。今回の討議により、われわれの考え方ははっきりすると思いますし、自分の経験をまとめることもできます。また、権利侵害責任法は、全人代の常務委員会で既に2回の審議を経ており、現在は修正を重ね、さらに良いものにしようとしているところです。日本の専門家の意見は非常に誠実なものであり、私たちの法律の素晴らしい参考となりました。尚明局長は商務部の独占禁止局の局長であり、法学博士でもあります。それから尚明局長は、中国の独占禁止法の起草者の一人です。尚明局長の指導する商務部の独占禁止局は、事業者集中などの審査の重任を負っています。尚明局長は自らの仕事の経験や、自分の研究した内容を、非常に詳しく皆さまにお話ししました。中国独占禁止法の内容と実施の条件について、理論的な分析もありましたし、実際のケースについてもお話ししてくださいました。非常に深い内容を、易しい言葉で話されたと思います。また、石宏副処長は非常に若い方ですが、全人代常務委員会の法制工作委员会民法室の副処長です。彼は長年、民事の立法の仕事に携わり、契約法や物権法、著作権法などの重要な法律の起草に携わってきた人です。今回、私たちが討議した権利侵害責任法は、彼が直接担当したものです。彼の話は中国の立法の中で、非常にフロンティア的な、権威のある内容です。これらの紹介により、中国の立法についての皆さまの理解が深まったことと存じます。

また、これと同時に喜ばしいことは、日本側からも沖野様と栗田様のお二人の教授から素晴らしいコメントをいただいたことです。お二人は日本の関連の法学界において、非常に素晴らしい、トップの学者です。理論の内容も非常に深く、研究成果も非常に豊かであると聞いています。お二人の素晴らしいコメントは、独占禁止法の法執行の様子や、権利侵害責任法の仕事について、非常に参考になる点が多かったと思います。ありがとうございました。また、ご在席の皆さま、熱心にお聞きいただき、本当にありがとうございました。第14回の民商事法セミナーはもうじき幕が下りることになりますが、私自身、第1回から民商事法セミナーに参加し、合計14回参加してきたことを、非常に光榮に存じます。この14年間、中日双方は共に関心を持つ法的問題について、非常に広く深く交流を行い、顕著な成果を上げてきました。このセミナーの影響力はますます拡大しつつあります。私たちの友情も非常に得難いものです。これから共に手を携えて、さらに高いところまで上っていきましょう。中日民商事法セミナーがこれからも成功していきますように。ありがとうございました。

<総括(2)>

財団法人国際民商事法センター理事
松尾綜合法律事務所弁護士
小杉 丈夫



私と李国華さんは第1回のセミナーから、企画その他をずっと一緒にやってきました。李さんのご挨拶を聞いていると、本当にここまで続けてきて良かったなという感想を持ちます。今日も司会をさせていただいて第1番に感じたのは、中国側のスピーカーも非常に率直に、リラックスした感じで発表され、議論されているということです。最初のころは非常に固い雰囲気があり、準備されてきた原稿を読むだけということで、私も司会をするのに大変苦勞しましたが、今日は司会も非常に気楽といえますか、安心して議論ができるような状態になってきました。まさにこれは、このシンポジウムを14回重ねてきた本当の成果ではないかと、大変うれしく思います。

テーマについては、今回は権利侵害責任法と独占禁止法を日本側から提案し、中国側に同意していただいたわけですが、日本の企業や研究者にとっても大変大事なところを二つ取り上げていただきました。このテーマ設定も非常に良かったのではないかと思います。

また、日本側のコメンテーターを付けるというやり方も定着してきました。中国の方だけのお話だと、どうしても日本側の関心とは少し違ったところがあって、論点をはっきりしない、聞かれている方も何の話か分からないというところもありますし、中国側に日本側の関心を明確に分かっていただきたいということも考えて、中国側のスピーカーと日本側のコメンテーターとセットでやっています。中国に行ったときは、日本側のスピーカーに対して中国側のコメンテーターを付けていただくということでやっています。このスピーカーとコメンテーターをセットとしたやり方も、非常にうまく機能しているのではないかと思います。

日本側にとっても、中国側で立法や法の執行に携わっている方と、本日のように直接に、率直に、悪いところも不十分なことも一緒に話ができるというのは貴重なことではないかと思います。特に中国との間でのこういう交流のやり方は、本当に貴重なことだと思います。この財団の理事としても、このシンポジウムの発展をさらに考えていきたいと、気持ちを新たにしました。引き続き日中関係の重要性、あるいはこういう形の共同作業の重要性をご理解いただき、今後ともご支援いただければ大変ありがたいと思います。今日は本当にありがとうございました。

大阪セミナー

2009年9月16日(水)

大阪中之島合同庁舎2階 国際会議場

[注] セミナーの中国語/日本語同時通訳は(株)サイマルインターナショナルの
通訳によるものです。



第14回日中民商事法セミナー/大阪

テーマ：①中国の「権利侵害責任法」について
②「中国独占禁止法」適用の現状と課題

開催日：2009年9月16日(水)

会場：大阪中之島合同庁舎2階

大阪市福島区福島1-1-60 法務総合研究所 国際会議室
(阪神福島駅、JR福島駅、JR大阪駅下車)

プログラム

<中国語・日本語同時通訳>

12:30～	開場		
13:00～13:30	開会挨拶	原田明夫 杜 鷹 赤根智子 土屋敬三	財団法人国際民商事法センター理事長 国家发展改革委員会副主任 法務総合研究所国際協力部長・当財団評議員 日本貿易振興機構(JETRO)大阪本部長
	総合司会 中国側司会	横山幸俊 任 聡	法務総合研究所国際協力部教官 国家发展改革委員会法規司司長
13:40～14:30	講演1		
	演題：中国の「権利侵害責任法」について		
	講師：全人代常務委員会法制工作委员会民法室副処長 石 宏		
14:30～15:10	日本側コメント・討論・会場質疑		
	コメンター：松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授		
15:10～15:30	休憩		
15:30～16:20	講演2		
	演題：「中国独占禁止法」適用の現状と課題		
	講師：商務部反壟断局局长 尚 明		
16:20～17:00	日本側コメント・討論・会場質疑		
	コメンター：栗田 誠 千葉大学大学院専門法務研究科教授		
17:00～17:10	挨拶	任 聡	国家发展改革委員会法規司司長
17:10～17:20	総括	石川 正	弁護士法人大江橋法律事務所弁護士・当財団評議員
	(閉会)		

<開会挨拶(1)>

財団法人国際民商事法センター理事長
原田 明夫



国際民商事法センター理事長の原田明夫でございます。第14回日中民商事法セミナーの開催にあたりまして主催者として一言ご挨拶申し上げます。本日は私どもの催しにかくも多数の皆さまにお集まりいただき誠にありがとうございます。また、当財団の関西での活動に日頃よりご支援、ご協力をいただいている法務総合研究所国際協力部をはじめ、企業会員のみなさま、法学界・法曹界のみなさま方にこの場を借りまして厚くお礼申し上げます。

さて、今回の第14回日中民商事法セミナーには、中国から国家发展改革委員会の杜鷹副主任、任瓏法規司司長、尚明商務部独占禁止局局長をはじめとする皆様にお越しいただきありがとうございました。心より歓迎の意を表したいと思えます。特に杜副主任には、中国経済全般の立案・運営という大変重要でお忙しいご公務にも関わりませず、私どものセミナーのためご来日いただきましたこと誠にありがたく、厚くお礼申し上げます。本セミナーは、財団が設立された1996年に第1回目を東京で開催し、以来毎年、北京と東京・大阪で交互に開催を続け、今年は第14回目を迎えるにいたっております。このように長く続けて来られたのも、ご関係者特に中国の国家发展改革委員会を初めとする関係機関の皆様のご理解とご協力の賜物であり、改めて深い敬意を表する次第です。

このセミナーは毎回、その時々の時宜にかなったテーマにつきお互いに専門家を招聘し、講演をいただき、それに対し、相手国のコメンテーターがコメントをし、議論を進めていくという形を取っております。今回のセミナーでは、一つ目は中国の市場経済の発展に伴い多様化する民事紛争に対応するため法案の起草作業が進められている「権利侵害責任法」について全人代民法室で実際に立法化の作業に携わっておられる石宏副処長からお話しをお聞きすること、二つ目は昨年8月から施行されている「中国独占禁止法」適用の現状と課題について実際に独占禁止法適用の要職にあられます商務部独占禁止局の尚明局長から直接にお話をお伺いすることにしております。申すまでもなく、世界はグローバル化が進み、中国・日本間においても経済における相互依存の度合いがますます強まっております。かかる時代にあって、日中両国の関係者が各分野において交流を深め、緊密化を図ることは非常に重要であり、本セミナーが法制度分野において現状を理解し合い、課題と今後の方向について、議論をしていただく場を提供できることになれば、幸いです。

講師をお務めいただく石宏副処長および尚明局長にはよろしく願いいたします。またコメンテーターとしましては、法整備支援で幅広くご支援をいただいている慶應義塾大学の松尾教授、及び公正取引委員会で実務を担当され現在は千葉大学におられます栗田教授をお願いしております。そして日本側の総括は当財団の評議員として平素より法整備支援事業に深く関わっていただいている大江橋法律事務所の石川正弁護士をお願いしております。本日のセミナーがみなさまにとり有意義な充実したものとなりますことを念願し、私のご挨拶とさせていただきます。

<開会挨拶(2)>

国家发展改革委員会副主任
杜 鷹



中国国家发展改革委員会を代表し、第14回の中日民商事法セミナーの開催に対し、心よりお祝いを申し上げます。今回のセミナーでは、二つのテーマを掲げました。一つは中国の独占禁止法、もう一つは中国の権利侵害責任法です。前者については「経済憲法」という名が付けられており、後者については民事権利救済にかかわる法律です。この二つの法律は、中国の法体系の中で非常に重要な地位を占めています。

中国の独占禁止法は去年の8月1日に施行されました。ここ1年間、正常な市場経済の秩序を守るため、そして消費者や事業者の権利を守るため、独占禁止法は非常に大きな役割を果たしてきたのです。しかし、中国は独占禁止法の仕事を始めてまだ日が浅いので、実際の司法の中でもさまざまな問題に直面しています。私の知る限り、日本は60年以上の独占禁止法執行の経験をお持ちです。昨年、13回のセミナーの席では日本の独占禁止法の実際の体験について、お互いに深い討論を重ねました。私は本日、中国の独占禁止法の実践についてさらに検討を深めたいと思います。これによってお互いが利益を得ることでしょう。

また、中国の権利侵害責任法は、まだ起草の途中です。権利侵害責任法は民事行為の責任を定めたもので、民法の重要な一部となり、社会の調和を図るため重要な役割を果たします。これまでの法体系において、侵害責任に関する規則はいろいろな法律の中に分散していました。こうした状況は民事権利の保護にはそぐわないものとなっており、統一された権利侵害責任法を定める必要がありました。権利侵害責任法が実際に施行されることになると、外国の投資者にとっても非常に有効な保護を与えることになると思います。

日本の皆さんに、さらに正確に法律を理解していただくために、私どもは二人の専門家をお招きしました。それぞれ中国の関連分野において権威を持つ学者です。尚明さんは中国の独占禁止法の主な起草者の一人ですし、独占禁止法にかかわる審査の仕事も担当しています。そして石宏さんは、直接的に権利侵害責任法の起草および修正をする立法担当者です。二人の話を聞けば、日本の皆さまにもきっと有意義であろうと思います。

中日民商事法セミナーは今日で14回目ですが何れも成功裏に開かれ、中日間の法律交流の非常に重要なプラットフォームとなっています。また、王毅前中国大使も、中日経済文化交流の中で、このセミナーにおける交流は非常に大切だとおっしゃっておられます。私は長年この交流に非常に力を注いであつた、財団法人国際民商事法センターの宮原会長、原田理事長そして法務総合研究所の皆さまに対し、心より感謝を申し上げます。同時に、私の希望としましては、中日双方がさらに協力を強め、この民商事法セミナーの活動を今後もさらにより良く行っていきたいと考えています。お互いが意思疎通を行い、経済界、法学界、ビジネス界の架け橋になることを望んでいます。中日友好の強化のために、新たな貢献をなそうではありませんか。最後に今回のセミナーの成功をお祈りし、私の挨拶とします。ありがとうございました。

<開会挨拶(3)>

法務総合研究所国際協力部長
赤根 智子



第14回日中民商事法セミナーの開催に当たり、日本国法務省法務総合研究所を代表し一言ごあいさつ申し上げます。杜鷹中華人民共和国国务院国家发展改革委员会副主任、任職同委員会法規司司長を始めとする中国ミッションの皆様方、中国から遠路お越しいただき心から歓迎申し上げます。原田明夫財団法人国際民商事法センター理事長、土屋敬三独立行政法人日本貿易振興機構大阪本部長、牛建国駐日中華人民共和国大使館公使参事官、御臨席の皆様方。本日は御多用の中、御参加いただき、誠にありがとうございます。

日中民商事法セミナーは、民商事法分野を中心として日中両国の法制度やその運用の現状・課題等について、相互に理解を深めるとともに両国の交流の発展に寄与することを目的として毎年開催されてきたものであり、今回第14回目を迎えることとなりました。長年にわたり継続して、このような日中間の交流が続けられてきたことを大変嬉しく思います。そしてこのことに御尽力いただいてきた、すべての皆様に対し改めて敬意を表したいと存じます。

今回のテーマは、「中国の『権利侵害責任法』について」と「『中国独占禁止法』適用の現状と課題」の2つであります。中国の権利侵害責任法は、日本民法の債権各論不法行為部分のほか製造物責任法等に該当する民事的損害に関する法律で、その制定のため、現在起草が進められている最中であると同っております。昨今の中国における経済活動の活発化に伴い、民事損害が生じる機会の増加等に対応する上で重要な法律であると承知しております。同法制定に関しては、JICAが中国政府に協力して日本の知見を提供するプロジェクトを実施しており、我が法務省もこれに協力しているところです。また、中国独占禁止法は、2008年8月1日から施行されて約1年が経過しており、その間の実施状況等については内外の企業関係者、法律実務家等の間で関心が高いものと思われます。

したがって本セミナーの開催は、市場経済化を押し進める中国にとっても中国との経済交流がますます盛んになっている日本にとっても、まさに時宜にかなったものであります。いずれのテーマについても中国側の専門家の御講演の後、日本側の法律専門家からコメントを頂くことになっておりますが、活発な意見交換が行われ御参加の皆様にとって実り多いものとなることを願っております。

最後に、日中両国の友好関係のますますの発展を心から祈念し、私のあいさつといたします。ありがとうございました。

<開会挨拶(4)>

日本貿易振興機構大阪本部長
土屋 敬三



尊敬する国家発展改革委員会杜鷹副主任、国家発展改革委員会任瓏法規司長、商務部尚明独占禁止局局長を始めとする中国側関係者の皆様、日本側関係者の皆様、そしてご臨席の皆様。ジェトロ大阪本部長の土屋でございます。本日はご多忙中にもかかわらず、第14回日中民商事法セミナーにご出席いただき、誠にありがとうございます。開催にあたりまして、共催者として一言ご挨拶を申し上げます。

2001年12月のWTO加盟後、日本企業の対中投資の動きは、製造業分野のみならず非製造業分野にも広がりを見せています。また、中国におけるビジネス展開も、輸出中心から、中国国内市場向けの財やサービスの提供という、中国の内需を対象としたビジネス形態へとシフトしつつあります。日本企業を含めた外国企業による中国でのビジネス展開が拡大・深化する中、中国政府による法制度整備の動きも加速化しております。今回のセミナーの主要テーマの1つである独占禁止法の制定・施行はその象徴的な出来事であったといえます。

中国の独占禁止法につきましては、ガイドラインなど関連する法規の整備も徐々に進んでいると認識しています。こうした中、現地でビジネスを展開する日本企業にとって、独占禁止法の運用の現状を把握し、自社事業運営に対する影響等を見極めることは、極めて重要と考えております。直近では、国家発展改革委員会が、カルテルなど価格に関する独占行為に関して、独占禁止法で禁止される行為の記述をより具体化した「価格独占の禁止に関する規定」の草案を発表するとともに、パブリックコメントを募集いたしました。本草案について、ジェトロ北京センターは、中国日本商会とともに、本件に関する意見書を取りまとめ、国家発展改革委員会に提出をしたところです。

他方、中国国内販売の拡大を受け、日本企業は自社が提供する製品を通じて、より多くの中国の消費者と接触することになります。こうした中、本セミナーのもう1つの主要テーマであり、現在制定作業が進められている「権利侵害責任法」には、製造物責任に関する条項が設けられるなど、同法の内容は、中国での内販を拡大する日本企業にも大きく関連するテーマといえます。先月、ジェトロが発表しました2009年上半期の日中貿易動向によれば、日本の対中輸出は上半期ベースで初めて米国を上回り、日本にとって、輸出、輸入とも中国が最大の相手先となりました。今後関西地区と中国との関係はさらなる深化・拡大が期待されております。ジェトロ大阪本部としましては、中国における5事務所を設置した「中国進出企業支援センター」などとの連携を通じながら、対中ビジネスを展開する日本企業の皆様方の支援をより一層進めてまいりたいと考えております。

本日のセミナーが、ご参会の皆様方の今後の対中ビジネス展開に向けて有益な情報収集の機会となることを祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

講演 1 中国の「権利侵害責任法」について

全人代常務委員会法制工作委员会民法室副処長

石 宏

(東京セミナー P10 をご参照下さい。)

【講演1に対する 日本側コメント・討論・会場質疑】

コメンテーター

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

松尾 弘

1. はじめに

石宏先生、本日は中国権利侵害責任法案の立法趣旨、特色および審議状況を浮き彫りにするようなご講演をしていただき、本当にありがとうございました。

私は中国権利侵害責任法研究会の民法学者メンバーの一人として、中田裕康教授、昨日コメントされました沖野眞巳教授とともに、中国側からいただく質問への回答案の作成などに協力する機会を得ることができました。残念ながら7月の北京セミナーには出張中で参加できませんでしたが、第二次審議案等を検討する中で、日本法やその他の外国法とのさまざまな共通点と相違点の双方を発見することができ、非常に多くの勉強をさせていただきました。その中には日本の法解釈論のみならず、立法論においても今後参考にすべき点や議論を深めるべき点が多々あります。

以下では、石先生のご講演で言及された中から、総論的な点について3点、各論について4点を取り上げ、中国と日本双方の不法行為法の一層の発展にとって相互に得るものは何であるかを探求したいと思います。

コメントしたいと思います。

2. 権利侵害責任法の目的

総論的な問題の第1は、「権利侵害責任法の目的」です。石先生は権利侵害責任法の目的について、「民事上の権益が損害を受けた場合の救済の有無と救済方法について整理するものである」という点を挙げておられます。このことは権利責任侵害法案（第二次審議案。以下、法案）の条文の冒頭でも明確に表れています。そこからは「公民及び法人の合法的権益の保護を強化」して、「被害者の合法的権益を十分に保護」し、「権利侵害を制止する」という、今回の立法の主眼が浮き上がってきます。

他方、不法行為法のもう一つの目的として、被害者が救済を受けるための要件と効果を明確にすることにより、公民や法人が相互に安心して生活上・業務上の行為をすることができるようにするという、行為自由の確保という面も考えられます。そうであるとすれば、「民事権益」の内容を明確に定義して、どのような場合にどのような内容の「権利侵害責任」を負うか、これをできるだけ確実に予測できるようにすることも求められるように思います。

石先生のお話の中でも、権利侵害責任法の制定方針として、「被害者の合法的権益を合理的に保護するとともに、人々の行動の自由を妨げ、関連の社会的事業の発展を阻害することを避けなければ」とならないと明確に指摘されている点が特に注目されます。

このように、被害者の不利益を手厚く保護することと、行為者の自由と安心の範囲をあらかじめ確保することは、しばしばトレード・オフの関係に立ち、高度の調整原則が必要になります。これら二つの目的について、本法案の中国の起草過程ではどのような議論が交わされたのか、この二つの目的は対等に評価していると理解してよろしいかという点が非常に興味深い点です。

3. 「帰責原則」の多元性

総論的な問題の第2は、権利侵害責任法案に見いだされる「帰責原則」の多元性とい

うものです。

不法行為法における被害者救済と行為自由確保との調整問題の焦点は、石先生も言及された「帰責原則」の問題です。この点について石先生は、各界からの意見でも意見がさまざまに分かれたことを紹介された上で、民法通則に規定されている「過失責任と無過失責任の二種類」の原則が「長年の実践を通じて……正しい」と証明され、これによって「基本的にすべての権利侵害行為を規律することができるという考え」にまとまった経緯を説明してくださいました。

過失責任と無過失責任という二つの帰責原則を権利侵害責任法の中でどのように調和させるかという、まさに核心問題について、石先生は、一部の分野において安全事故が近年多発し、権利侵害紛争が増加傾向にあり、過失責任原則に基づく効果的な被害者保護が困難になっていることから、鉄道事故や鉱山事故などの紛争処理を中心に無過失責任が拡大傾向にあることを、民法通則、民間航空法、鉄道法、電力法、製造物責任法、環境保護法などにおける無過失責任規定にも触れながら紹介してくださいました。その際、実質的にどのような条件が整った場合に、法律が無過失責任を定めることができるのか、その点についての「原則」を起草者がどのようにとらえているかをお伺いしたいと思いました。この点について石先生は、無過失責任は法律が明確に定めている場合に限られることを強調されました。そこで今後は、さらに実質的に、どのような原因があった場合に無過失責任を定めることが正当化されるか、さらに具体論に入っていく段階ではないかと思えます。

これと関連して興味深いのは、昨日もご紹介くださいました「公平責任原則」です。法案の中には、「被害者および行為者が損害の発生についていずれも過失がない場合には、実際の状況に基づいて、双方に賠償責任を分担させることができる」という趣旨の規定があります。そのほかにも、行為者が賠償資力に応じて責任を負う趣旨の規定も見出されます。例えば、「完全民事行為能力者が自己の行為に対して一時的に意識を失い、又は制御を失って、他人に損害を生じさせた場合」において、「過失がない場合には行為者の経済状況に基づいて被害者に適当な補償をする」という規定です。これらの規定も公平原則を具体化した規定であると理解してよろしいでしょうか。

そのほか、法案の中には「相応の権利侵害責任」、あるいは「相当の賠償責任」という考え方も散見されます。これらの規定の中には、単に行為者の過失割合に応じた責任という意味で用いられているものと、さらにそれを超えて公平責任の原則にも立脚しているものがあるようにも窺われます。これらもさらに確認させていただきたい点です。

公平責任の原則は当事者の資力、その他の属性に応じて財貨を分配する、一種の配分的正義の原理に立脚していると考えられますが、一つの考え方では、私法の領域では当事者の属性によって影響を受けない、いわゆる交換的正義や矯正的正義が原則的に妥当するという理解も少なくないように思います。また、不法行為法における公民や法人相互の自由と安心の確保の要請もあるかと思えます。この点についても石先生は、「公平責任は、行為者に損害の発生について過失がなく、または過失を確定することが難しい場合に、被害者に適切な補償を与える規則」であるけれども、権利侵害責任法の一般原則として規定することは適切でないというお考えかと思えます。あるいは帰責原則を公平責任原則に一元化することは問題だけれども、過失責任・無過失責任・公平責任を何らかの形で調整することは可能であるという考え方があるかもしれません。

この点についての議論の状況を伺いたいと思いましたが、先ほど石先生は二つの重要な指摘をされました。一つは、中国では社会保障制度と保険制度の整備状況にかんがみて、公平責任的な考慮が必要であるということです。もう一つは、裁判所はこの原則を非常に抑制的に適用しているということです。したがって、今後の問題は、どれが不法

行為原則として妥当かという形式論のレベルよりは、より具体化された問題、特に公平原則の規範化が必要であるというご指摘がありました。まさに具体的状況における帰責根拠の明確化が重要ではないかと思います。

4. 一般法としての権利侵害責任法の役割

総論的な問題の第3は、「一般法としての権利侵害責任法の役割」についてです。

権利侵害責任法が過失責任と無過失責任、そして一部の公平責任という複数の帰責原則に立脚しているとすると、権利侵害責任法の役割が再び重要になるように思われます。石先生は、中国には権利侵害責任に関して、既に民法通則、消費者權益保護法、製品品質法、環境保護法、著作権法、特許法、商標法、道路交通安全法、安全生産法、医療事故処理条例などの多くの特別法令、42の単行法ということですが、ほかに人身損害賠償基準に関する最高人民法院の司法解釈があることをご紹介くださいました。それにもかかわらず権利侵害責任法を制定する必要として、私の理解では三つの点を指摘されたかと思います。第1に必要な規定の欠如、第2に司法解釈を含む既存の規定間の矛盾、第3にそれらの規定の分散という点です。

その中で「社会的な注目度が高く、比較的対立が際立っている問題を重点的に解決すること」を重視した結果、医療損害責任、環境汚染責任、製造物責任、自動車交通事故責任、学校機関の責任、動物による人身損害の責任が法案に取り入れられているようです。これは中国における「実践経験」に基づいて「法律の連続性と法律体系の完全性を維持するため」とであると説明されています。その結果、権利侵害責任法は包括的な不法行為法の一般法になることが予想されます。

しかし、石先生も指摘されるとおり、それは従来の各種の特別法を取り込む結果、一般法が特別法を修正するということにもなるかと思います。今後もそうした部分の改正が比較的頻繁に行われるとすれば、権利侵害責任法が不法行為法の一般法としての安定性をどのように維持していくかという点が非常に注目されます。そのためにも、一般法としての権利侵害責任法は、各種の帰責原則を取り込むとともに、それらの帰責原則間の関係を明確にする、いわばもう1レベル高次の「帰責原理」を明らかにすることが重要な役割ではないかと考えられます。

もちろん、一つの法律の中に関連規定ができるだけ網羅的に入っている方が「操作性」は高まります。これは石先生のお話でも指摘されたとおり、重要な観点だと思えます。この点も加味して、一般法としての権利侵害責任法に取り込むべき問題と、特別法に委ねるべき問題の振り分け方法について、さらに今後議論を重ねることができればと考えています。

総論的な問題は以上ですが、ここでいったんコメントを切りたいと思います。

(横山) 松尾先生、どうもありがとうございました。ただ今松尾先生から、特に権利侵害責任法についての総論部分、権利侵害責任法の目的、帰責原則の多元性、一般法としての権利侵害責任法の役割という点について、ご意見や石先生へのご質問がありました。

ただ今の松尾先生からのご質問に、石先生からお答えいただければと思います。

(石) 松尾先生、コメントをありがとうございます。いただいた幾つかのご質問に回答したいと思います。まず、松尾先生が強調されたのは、権利の保護と行為の自由の間をどのようなバランスにするかということで、これは私たちも非常に興味を持っている点です。立法の中で私どもが特に強調した点は、権利を守ると同時に、その法律ができ

たことによって個人の行為が制限されてはいけなく、人々を緊張させてはいけなくということ。基本的には過失責任を原則とするということで、いかなる人も社会の中では、過失があるということによって責任を負います。また、これは何度も申しましたが、無過失責任というのは私たちの単行法にたくさん規定があります。しかし私たちが強調していることは、無過失責任は特別法の規定の中で適用されるだけで、普遍的な権利・原則ではありません。ですから、過失責任を処理するとき、無過失の責任を処理するときには、やはり権利の保護と行為の自由のバランスを考えることが非常に重要だと思います。

同時に、この草案の中では、行為者がどのような状況において責任が免除されるか、あるいは責任を軽減されるかということの規定しました。はっきり決まっていることがありますが、例えば緊急避難、正当防衛あるいは不可抗力、被害者自身に過失があった場合、免除あるいは軽減されることがあります。行為の自由、そして権利の保護の間のバランスがうまく取れていることが大切だと思います。これが第1の問題です。

もう一つ、中国の権利侵害責任法の規定で、無過失責任を一部の業種に対して適用する場合には何を考えるべきか。これについては世界各国にいろいろ単行法があり、その規定の中では無過失責任が明確に定められています。私たちの理解が間違っていなければ、日本の環境保護法あるいは製造物責任法においても、無過失責任が定められています。一つの分野、あるいは業界において無過失責任を適用するかどうかについては、第一にその業界の危険の度合いを見るべきであり、その行為をコントロールする、あるいはその製品が人に損害を与える度合いが一般の製品と比べて高いか低いかということを考える必要があります。これが、各国が無過失責任を決める場合の原則だと思います。これは日本でも、ほかの国でも同じだと思います。これが一つの考慮すべき要素です。

もう一つ、私たちが無過失責任を決めるときには、やはり各国において異なる法律の基礎があり、あるいは社会的な倫理も道徳も違うということがあります。例えば中国のある業種においては、危険度は非常に低いけれどもよく起こる侵害を防ぐために、あるいは弱い人たち、被害者を救うために特に保護するということがあり、そのときには無過失責任が適用されます。これは私たちがある業種について、無過失責任の原則を使うときの原則です。世界各国も同じような原則ではないでしょうか。

2番目に考えるべきは公平責任の原則です。東京のセミナーでも、沖野先生から同じような話が出ましたが、中国においてなぜ公平責任の原則を決めなくてはいけなくのか。公平責任というのは特種な制度であり、日本の法律ではこのような明確な規定はないようですし、世界の多くの国の民法でもないということです。

しかし、例えばドイツ民法の882条では公平原則・公平責任が決まっており、未成年が損害を起こした場合、原則的にはその侵害の責任を負わなくてもいいけれども、後見人が責任を取るかどうかについては、経済的な状況を見るということです。経済的状況に従って、相応の賠償をするということが決められています。

中国としては、ドイツ民法の882条のように、現実の社会の雰囲気や状況に合わせて、弱い者をお互いに助け合うという互助の精神をもって行うべきだと思います。それによって社会の道徳的な意識を高めることに役立つと思います。

また、1986年に公平責任の原則を決めるに当たっては、独自の背景がありました。1986年ごろの中国では、多くの業者がいて、計画経済までやっており、社会保障、社会救済の制度はまだ十分にできていませんでした。足りない、なかったと言ってもいいかもしれません。そうしたことから考えると、当時の民法通則を決めるに当たっては、私たちに与えられた社会的な責任があったのです。現在、私たちの権利侵害責任法はこの条件を継承しており、中国の現在の社会保障制度はまだ十分ではありません。そして

救済制度も完全には出来上がっていません。ですから、この1条は、こうした発展途上の新興国にとって、やはり適用する必要性、そして現実性があると思います。

しかし、これによって松尾先生のおっしゃっている心配も出てくると思います。これは私たちの心配でもあります。つまり、裁判官が法律を適用するときに濫用するのではないかということです。もし濫用されれば、私たちが言う過失原則と無過失原則が衝突することになります。

ですから、司法担当者と交流するときにもよく言うのですが、裁判所としては、実際に審議のとき、公平責任の原則の適用はできるだけ制限的にしてほしいと言っています。裁判所は私たちが知る限り、実際に司法審理を行うとき、86年から現在に至るまで、実際に公平責任の原則を適用している事例は非常に少ないです。

先ほど松尾先生もおっしゃいましたが、未成年が損害を発生させた場合、一定の条件の下で後見人は、過失はないということでも賠償責任を負うべきだという結果もあります。

もう一つ、今の草案の中では、成年者が突発的な事件によって損害を起こした場合、典型的な例としては、例えば運転していて急に心臓病が起り、ほかの人にぶつかった。事故の前は心臓病は全く現れなかったというものです。厳格に責任を言うならば、無過失です。しかし、賠償責任も負わなければ、その被害者にとって不公平です。こうしたことから考えて、私たちは公平責任をつくっているわけです。これによって行為者が一定の責任を負うことになっています。

また、松尾先生がおっしゃったように、草案の中では「相応の責任」という言葉が幾つも出てきますが、この「相応」というのは公平責任とは全く違う概念です。私たちの言う「相応」はどのような状況で使うかというと、企業が安全を保証する義務を負っている場合、例えばあるマーケットは、買い物客に対して損害を与えないようにするという義務を負っているわけです。

また、ある人が銀行でお金を引き出すときに、銀行としては自分の保護義務を果たすべきですが、これを果たせなかったことによって、その引き出した人が銀行の中でほかの人に損害を与えられたという状況があったとしたら、銀行には賠償の義務があるわけです。直接的にその侵害を行った行為者は銀行ではないけれども、このような場合、銀行も「相応」の責任を負わなければならないということがあります。これは公平の責任原則ではありません。ですから、私たちの草案を理解していただく場合には、こうした背景もご理解いただきたいと思います。

松尾先生が言われた最後の問題は、権利侵害責任法とほかの法との関係で、実は準備していたのですが、時間の限りがあったので言及できなかったのです。日本の専門家、学者の皆さまは、この問題について非常に関心を持たれていますし、もちろん私たちも非常に関心を持っています。わが国において民法通則、42の法律、行政法規は、権利侵害の責任に話が及んでいます。そして単行法との関係は、もちろんわれわれも非常に関心を持っています。権利侵害責任法の権利侵害の類型は多岐にわたり、分野は広範で、内容も複雑です。ですから、基本法として、権利侵害責任法によってすべての問題を網羅して規定することは不可能で、われわれの権利侵害責任法は主な規則と特殊な権利侵害を規定するのみにとどまります。その他の部分については、その他の慣行法によって解決します。

先ほど松尾先生が言われた問題、つまり単行法と権利侵害責任法はどちらが優先するかということですが、これはわが国の立法法に確立された「特別法は一般法に優先する」という原則に基づき、特別法を適用しています。権利侵害責任法の実施の中で、特に改定された改定法はどうかというと、わが国は現在、この法理・法制の整備をしてい

ます。この整備の主な目的は、各法律間のバランス、調和を取り、統一し、重複を避けることです。権利侵害責任法が通過した後、ほかの権利侵害責任法と関係してくる単行法も、これから修正処理をしていきます。権利侵害責任法が通過した後、その他の特殊な規定がある場合は、制定するとき一般法と双方の間で衝突を避けることが立法の基本的な原則です。単行法は一般法と衝突してはならない、障害を与えてはならないということです。しかし、原則としては特別法が一般法に優先するということです。

松尾先生、いかがでしょうか。

(松尾) 非常に明解にお答えいただき、どうもありがとうございました。中国における無過失責任や公平原則の考え方の背景、議論の経緯や適用の方法について、さらに理解を深めることができました。過失責任原則とのぎりぎりの調整を試みられているものと拝察しました。また、「相応の責任」については、私の理解不足を正していただきありがとうございます。特別法との調整方法についても、具体的な展望を伺いました。これらは日本法でもいずれ問題になりうる点であり、とても参考になりました。

(横山) それでは、会場の皆さまからご質問・ご意見等がありましたら、挙手の上、お願いします。特にご質問等はございませんでしょうか。

それでは松尾先生から、各論的な問題について、コメントをお願いします。

5. 各論——自動車交通事故責任、医療損害責任、環境汚染責任、ネットワーク上の権利侵害責任について

(松尾) 各論的な問題としては、4点についてお伺いしたいと思います。

まず、自動車事故責任については、車両の所有者が強制保険の責任限度の範囲内で負う賠償責任について、これは無過失責任と理解されているのか、あるいは過失責任の範囲内と理解されているのかという点を確認させていただきたいと思いました。また、損害は人損に限定されていないようにも思われますが、物損にも及ぶ趣旨でしょうか。

医療損害責任については、先ほど石先生から、基本的にこれは過失責任であるけれども、過失と因果関係の立証責任が推定規定によって転換されているというお話がありました。他方、医療責任の中には、薬品、消毒薬剤、医療器具、血液製剤によって患者に損害を与えた場合、医療機関が賠償責任を負うという規定がありますが、こちらは無過失責任と解してよいかどうかを伺えればと思います。また、それはやはり権利侵害法に取り込まれる予定の薬品等の生産者の製造物責任を排除する趣旨なのか、それとも両者は競合する趣旨なのかという点についても、教えていただければ幸いです。

環境汚染責任に関しては、汚染物の排出者は「相応の賠償責任」を負わなければならないとされていますが、これは「合理的な」と理解してよろしいのでしょうか。これも免責事由があれば別であるという趣旨ですが、基本的には免責事由がない限り、これは無過失責任ととらえてよいかどうかという点を確認したいと思いました。といいますのは、同時に規定される予定の「高度危険責任」に関して、「高度危険業務」に従事して他人に損害を生じさせた場合、高度危険業務の従事者は無過失責任を負わなければならないという趣旨の法案が用意されていますので、その規定の仕方との関係を伺いたいと思った次第です。いずれにしても、「環境汚染」や「高度危険業務」の定義と要件をいかに客観化・明確化・具体化するかが重要であるように思われます。

最後にネットワーク上の権利侵害責任ですが、ネットワークサービスの提供者とネットワーク利用者との連帯責任という趣旨の法案かと思います。この両者の責任は、法的な性質として、一種の共同不法行為と理解してよいかどうか。仮に一種の共同不法行為

だとすると、法案の中に規定されている共同不法行為者の連帯責任に関する規定とはどういう関係に立つか、それを具体化したものなのか、さらにはそれより一歩進んで特別規定を設けたという趣旨なのか。特別規定であるとなると、どの点に特別規定のポイントがあるのかという点を教えていただきたいと思いました。

6. 終わりに

権利侵害責任法案では、(1) 明示的に無過失責任と規定されたものとして、高度危険業務従事者の責任があり、(2) 無過失責任とは明示されていないものの、その可能性のあるものとして、①汚染物排出者の環境汚染責任、②製品の生産者による製造物責任、③自動車所有者の運転による交通事故責任、④動物飼育者による人身損害の責任、⑤公共の場所や道路の工事施工者による工作物責任などが挙げられるように思います。他方、(3) 明示的に過失責任とされた不法行為類型としては、①医療従事者の医療損害責任（ただし、過失と因果関係の推定規定があり、また、薬品・消毒薬剤・医療機器の欠陥や基準不適合の輸血によって患者に損害を与えた医療機関の責任は別です）、②幼稚園・学校・その他の教育機関の民事行為無能力者等による人身損害の責任、③建築物の所有者または管理者による人身損害の責任などがあります。もっとも、(3) の中でも、過失や因果関係の立証責任、免責事由などについてはバリエーションがあり、その内容次第では実質的に無過失責任と紙一重のものもあります。

こうしてみると改めて興味深いのは、権利侵害責任法案において過失責任と無過失責任（さらに一部の公平責任）が実際に何を基準にして振り分けられているのか、何が無過失責任の実質的根拠として承認されているのか、という点です。権利侵害責任法案やそれをめぐる議論からは、無過失責任が決して無根拠責任ではなく、多様な根拠・背景とバリエーションをもっており、その点についてのより体系的な明確化が、不法行為法理論を進展させるものと考えられます。そのことが不法行為の一般法としての権利侵害責任法の存在意義を増すことに通じ、日本法を含め、外国法にとっても多くの示唆を与えるものと期待されます。

また、権利侵害責任法案には相当多くの特別の不法行為類型が取り込まれようとしています。それだけに類型相互間の関係を明確にするルール（立法または解釈）の必要性も予想されます。例えば、教育機関の責任を定めるに際して、ある者の子供（民事行為無能力者または民事制限行為能力者）が幼稚園や学校で他人の子供に怪我をさせた場合に、幼稚園・学校の責任と行為者の両親または後見人の責任との関係が問題になるなどです。また、薬品等によって患者に損害を与えた場合の医療機関の賠償責任とその生産者の製造物責任との関係についても同様です。

時間の関係でその他の点は割愛させていただきますが、いずれにしても本日の石先生のご講演では、いろいろな意見がぶつかり合って権利侵害責任法案が形成されてきたという起草のプロセスを非常に丁寧に解説していただき、大変勉強になりました。私自身の問題認識も深まり、視野が広められたことに深く感謝しています。

恐らく中国の権利侵害責任法の制定は、不法行為立法史の新しい段階を切り開くものとして、今後世界的な注目を集めるものと思われます。それだけに中国と日本、その他の国々との法整備協力のネットワークを充実させることにより、今後さらに多くのことを学び合えるものと確信しています。石先生、今日は本当にありがとうございました。以上です。

（横山） 松尾先生、ありがとうございました。石先生、今の点についてお願いします。

(石) 松尾先生のご質問には四つの問題があったと思います。一つは自動車事故です。わが国の道路交通安全法76条の規定では、事故の責任は過失推定責任ということを決めており、過失がないことを証明できても、10%以下の賠償責任を負わなければなりません。これは過失推定プラス公平責任がプラスアルファされており、これは非常に特殊性がある、中国の国情に見合ったものと言えます。これが道路交通事故責任の問題です。

2番目の医療損害責任については、わが国では医療の権利侵害は非常に注目を浴びており、どういう規定を設けるか、立法の中でも非常に紆余曲折を経ています。慎重にさまざまな研究・検討がなされてきました。

医療事故は3種類に分かれており、一つは医療倫理、二つ目は医療技術、三つ目は医療製品、医薬製品、医療関係製品による権利侵害です。前の二つは原則的に過失責任原則を採っていますが、草案の中では、三つの状況では過失推定としてもいいとして、举证責任の転換を求めています。また、医療製品の責任をめぐることは、明確に無過失責任ということになっています。実際に医薬品や輸血用血液の欠陥によって患者に影響を及ぼした場合、患者は医療機関に対して賠償を求めると同時に、医薬品メーカー、輸血の提供者に賠償を求めることができることになっています。

それから環境汚染責任についてですが、われわれは明確に無過失責任と規定しています。草案の中では、どういう状況で免責、もしくは責任を減ずるかということは明確には書かれていません。既にある現行の単行法、環境保護法、大気汚染、水汚染防止、海洋汚染保護法などで、免責事由や責任の軽減を定めています。基本法としての権利侵害責任法に免責事由を全部統一させるのは不可能で、各単行法に任せることになっています。こうした背景になっているので、松尾先生が条文を見ても、分かりにくかったのではないのでしょうか。

また、ネットワーク上の権利侵害というのは新しい不法行為ですから、この部分については海外の参考にすべき経験がありませんでした。われわれはアメリカのミレニアム法やその他の国の司法解釈を参考に、ネットワーク上の権利侵害を規定しています。ただ、ネットワークというのはテクノロジーの進歩が非常に早いのです。規定を定めることによって発展を阻害してはならないとも思います。そこで、相応の原則を設けました。

松尾先生はまた別のことを言われました。これは立法の中でもわれわれが非常に注目している点です。つまり、ネットワークサービス提供者が知っている下でユーザーが不法行為を行った場合、これは共同の権利侵害になるのかどうかということですが、草案の中では、明らかに悪意がある場合、ネットワークサービス提供者が権利侵害を知っている場合には、共同不法行為者の連帯責任にしています。

どうしてこのように特別に規定を設けているのかというと、ネットワーク上の権利侵害というのは新しい現象であり、それから責任を負う主体が複雑です。ネットワークサービス提供者が積極的な権利侵害をするのではなく、ユーザーが権利侵害をするということで、ネットワーク上の権利侵害というのは非常に特殊です。しかし、厳密には連帯責任になると思います。

(松尾) 疑問点に対して直接に明解にお答えくださり、本当にありがとうございました。日本国内でも、解釈論や立法論の参考になる点があります。引き続き、相互のフィードバックを重ねてゆくことができれば幸いです。



石宏講師



松尾教授

講演2 「中国独占禁止法」適用の現状と課題

商務部反壟断局局長

尚 明

(東京セミナー P 2 4をご参照下さい。)

日本側コメント

千葉大学大学院専門法務研究科教授

栗田 誠

(大阪セミナーでのコメントも東京セミナー P 3 2に統合しております。)



栗田教授、尚明講師

<総括(1)>

国家発展改革委員会法規司司長
任 瓏



今回のセミナーは、非常に順調に、成功裏に終了したと思います。中国側を代表し、心より感謝を申し上げます。経済がグローバル化し、深く発展する中、中日双方が経済貿易往来を強化する中で、民商法分野での交流は、お互いの経済貿易関係を高める上で、非常に大きな、大切な基礎だと思っています。今回の二人の講演は、日本側の要請によって行われたものですが、中国側としても、講演をすることで非常に利益を得ています。中国の独占禁止法は法執行の仕事はまだ始まったばかりですが、今回のセミナーは、私どもの経験をまとめるのに役に立っています。日本の専門家が素晴らしい提言をしておられましたし、提案や質問もありました。また、私どもの権利侵害責任法はまだ起草の途中ですが、日本の専門家の皆さんより提案や素晴らしいコメントをいただきました。今回のセミナーは、法律をさらに良くするために、非常に積極的な役割を果たすものと思います。

今回、独占禁止法の講師をしていただきました尚明さんは、中国商務部独禁局の局長で、法学の教授、そしてドクターコースの指導教官でもあります。この分野では非常に権威のある方で、商務部独禁局においても、国内外の事業者集中反独占審査の担当者でもあります。尚明さんは非常に多忙ですが、中国の独禁法の実施状況を知りたいという日本の皆さんの要請に応え、時間を割いてセミナーに参加されました。また、自らの研究や仕事の経験から、系統的に非常に詳しく、中国の独占禁止法の主な内容や実施の状況について紹介されました。また、非常に深い理論的な分析や、生き生きとした具体的な事例も挙げられました。深い内容を分かりやすく説明され、皆さまも中国の独占禁止法の内容と実情について、かなり詳しい理解を得ることができたと思います。

権利侵害責任法の講師である石宏さんは、長年にわたり民事の立法作業に携わってきました。今までに契約法、物権法、著作権法といった重要な法律に携われ、今回検討している権利侵害責任法も、起草に直接関与しています。中国の立法分野のフロントにいる、そして権威のある研究家です。ぜひ皆さま、この二人の素晴らしい講演の中から何か得ていただければと思います。それと同時に、私どもは日本の松尾先生、栗田先生、お二人の教授の素晴らしいコメントも伺うことができました。お二人は日本の法学分野においてトップの学者でいらっしゃいます。また、理論的にも深く、多くの研究成果を上げておられます。この素晴らしいコメントにより、私どもやご来席の皆さまも、中国の反独占の法執行機関、そして権利侵害責任制度に対する理解が深まったかと思います。これによって私たちも啓発されるところが大であり、本当にありがとうございました。

中日民商事法セミナーは今まで13回、成功裏に開催され、今回は第14回となっています。この14年間、中日双方は共に関心を持つ法的な問題について、広く深く交流し、素晴らしい成果を上げてきました。現在、このセミナーの影響は拡大しつつあり、既に中日双方の民商事法の交流における重要なプラットフォームとなっています。昨日、私どもは法務省を訪問しましたが、大野事務次官がこのセミナーに非常に高い評価をしてくださり、これからもこのセミナーを続けてほしいとおっしゃっていただきました。

こうした各方面の評価・期待をいただき、私どもは主催者の一人として、責任の重大さを感じています。日本の皆さまとともに、これからも力を振るい、このセミナーをさらに高いレベルのものにしていきたいと感じています。ありがとうございました。

<総括(2)>

財団法人国際民商事法センター評議員
弁護士法人大江橋法律事務所弁護士
石川 正



総括せよというご要請ですが、感想を述べることによって代えたいと思います。結論として、今回のセミナーは大成功したと思います。本日は二つのテーマが取り上げられ、そのテーマに即した素晴らしいスピーカー、コメンテーターをおそろえになりましたが、これは大変に良かったと思います。

この二つのテーマが非常に適切だったと思う理由として、法整備という観点から言うと、権利侵害責任法は、経済活動が発展する上では避けて通れない、個人の権利侵害からの救済という基本的な問題を抱えています。他方、独占禁止法は経済活動をしていくときの憲法であり、企業の行動規範であるという大切な法律です。その大きな法律をいかに整備するか。現代国家にとって基本の法律問題を取り上げられました。

面白いことに、中国の独占禁止法は昨年できた新しい法律です。もう一つの権利侵害責任法は、これから作ろうとする法律です。私が非常に興味を持ったのは、できてしまった法律であったとしても、その法をいかに充実していくか、エンフォースしていくかという、後半の報告者の指摘部分でした。

また、今日感激したのは、中国の法整備に対する真摯な態度といたしますか、そのエネルギーです。この点については、石宏先生も尚明先生も共通のものがあったように思います。決して急がず、大事なものはゆっくり時間をかけて考え、そして丁寧に法整備をなさっています。私は心から敬意を表したいと思います。

中国の方々は非常に謙虚に、そしてEUやアメリカ、日本の法律を十分に勉強された上で、しかし物まねではない、中国の法律を作ろうとされています。また、いかにすれば消費者の利益、国民の利益にかなうのかという観点から、時間をかけて丁寧に法整備をされています。

そこから言うと、わが国の立法は早急すぎるくらいがあるのではないのでしょうか。もう一度原点に戻り、法律家が丁寧に法整備をするべきでしょう。中国の今日の報告を聞き、心から敬意を表すると同時に、大変勉強になりました。御礼を申し上げます。ありがとうございました。以上です。

(資 料)

1 中華人民共和国独占禁止法

2 日中民商事法セミナー第1回～第14回実施内容一覧表

独占禁止法¹

[中華人民共和國反壟斷法]

(中華人民共和國主席令第68号)

(全國人民代表大會常務委員會制定、2007年8月30日公布、2008年8月1日施行)

目 次

- 第1章 總則 (第1条～第12条)
- 第2章 独占合意 (第13条～第16条)
- 第3章 市場における支配的地位の濫用 (第17条～第19条)
- 第4章 事業者の集中 (第20条～第31条)
- 第5章 行政権限の濫用による競争の排除、制限 (第32条～第37条)
- 第6章 独占の疑いのある行為に対する調査 (第38条～第45条)
- 第7章 法律責任 (第46条～第54条)
- 第8章 附則 (第55条～第57条)

第1章 總則

第1条 (目的)

独占行為を防止し、及び阻止し、市場における公平な競争を保護し、經濟運用効率を向上させ、消費者の利益及び社会公共の利益を維持保護し、社会主義市場經濟の健全な發展を促進するため、本法を制定する。

第2条 (適用)

中華人民共和國国内の經濟活動における独占行為に対し、本法を適用する。中華人民共和國国外の独占行為が、国内の市場競争に対して排除的又は制限的影響を生じる場合は、本法を適用する。

第3条 (独占行為)

本法に定める独占行為には次の各号の内容を含む。

- (1) 事業者の独占合意
- (2) 事業者の市場における支配的地位の濫用
- (3) 競争を排除し、もしくは制限する効果を有し、又は有するおそれがある事業者の集中

第4条 (競争規則の制定)

国は社会主義市場經濟に適應する競争規則を制定し、及び実施し、マクロコントロール

¹ 条文の見出しは原文にはないが、参照に便利のように、森・濱田松本法律事務所が翻訳の際に付した。

を完全なものにし、統一的、開放的、競争的かつ秩序ある市場体系を健全化する。

第5条（公平な競争）

事業者は、公平な競争と自由意思による結合により、法に基づいて集中を実施し、経営規模を拡大し、市場競争力を向上させることができる。

第6条（支配的地位の濫用）

市場における支配的地位を有する事業者は、市場における支配的地位を濫用して、競争を排除し、又は制限してはならない。

第7条（国民経済の命脈及び国の安全に係る業種に対する保護）

国有経済が支配的地位を占める、国民経済の命脈及び国の安全に関わる業種並びに法に基づき専業、専売を実施する業種について、国はその事業者の合法的な経営活動を保護するものとし、かつ事業者の経営行為並びにその商品及びサービスの価格については法に基づく監督管理及び調整を行い、消費者の利益を維持保護し、技術の進歩を促進させる。

前項に定める業種の事業者は、法に基づいて経営し、誠実に信義を守り、厳格に自らを律し、社会公衆の監督を受けなければならない、その支配的地位又は専業者、専売者としての地位を利用して消費者の利益を損なってはならない。

第8条（行政権限の濫用禁止）

行政機関及び法律、法規により授権された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用して競争を排除し、又は制限してはならない。

第9条（独占禁止委員会）

国務院は、独占禁止委員会を設置し、独占禁止に関する業務の組織、調整、指導を行い、次の各号に掲げる職責を履行する。

- (1) 関連競争政策の検討、立案
- (2) 市場全体の競争状況の調査及び評価の実施、評価報告の公布
- (3) 独占禁止ガイドラインの制定、公布
- (4) 独占禁止に関する行政法律執行業務の調整
- (5) 国務院が定めるその他の職責

国務院独占禁止委員会の構成及び業務規則は、国務院が定める。

第10条（独占禁止法執行機構）

国務院が定める独占禁止に関する法の執行責任を負う機構（以下「国務院独占禁止法執行機構」という）は、本法の規定に従い、独占禁止の法執行業務を行う。

國務院独占禁止法執行機構は、業務の必要に応じて、省、自治区、直轄市人民政府の相應の機構に授權し、本法の規定に基づき独占禁止関連の法執行業務を行わせることができる。

第 11 条 (業種協会)

業種協会は、業種の自律を強化し、当該業種の事業者の法に基づく競争を導き、市場競争秩序を維持保護しなければならない。

第 12 条 (事業者及び関連市場の定義)

本法にいう事業者とは、商品の生産、経営又はサービスの提供に従事する自然人、法人及びその他の組織を指す。

本法にいう関連市場とは、事業者が一定期間内に特定の商品又はサービス（以下まとめて「商品」という）について競争を行う商品の範囲又は地域範囲を指す。

第 2 章 独占合意

第 13 条 (競争関係を有する事業者による独占合意の禁止)

競争関係を有する事業者が次の各号に掲げる独占合意を結ぶことを禁止する。

- (1) 商品の価格を固定し、又は変更すること
- (2) 商品の生産数量又は販売数量を制限すること
- (3) 販売市場又は原材料調達市場を分割すること
- (4) 新技術、新設備の購入を制限し、又は新技術、新製品の開発を制限すること
- (5) 共同して取引を排斥すること
- (6) 國務院独占禁止法執行機構が認定するその他の独占合意

本法にいう独占合意とは、競争を排除し、もしくは制限する合意、決定、又はその他の協力行為を指す。

第 14 条 (取引相手との独占合意の禁止)

事業者が取引相手と次の各号に掲げる独占合意を結ぶことを禁止する。

- (1) 第三者に対する商品再販売価格を固定すること
- (2) 第三者に対する商品再販売最低価格を限定すること
- (3) 國務院独占禁止法執行機構が認定するその他の独占合意

第 15 条 (独占合意禁止の適用除外)

事業者が、合意の達成は次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証明できる場合は、本法第 13 条及び第 14 条の規定を適用しない。

- (1) 技術改良、新製品の研究開発のためである場合

- (2) 製品品質の向上、原価の引下げ、効率の増進のため、製品規格及び基準を統一し、又は専業化による分業を実施する場合
- (3) 中小事業者の経営効率を高め、中小事業者の競争力を増強するためである場合
- (4) エネルギーの節約、環境の保護、災害救助等、社会公共の利益を実現するためである場合
- (5) 経済の不景気につき、販売量の著しい下降又は生産の明らかな過剰を緩和するためである場合
- (6) 対外貿易及び対外経済協力における正当な利益を保障するためである場合
- (7) 法律及び国務院の定めるその他の場合

前項第1号から第5項の事由に該当し、本法第13条及び第14条の規定を適用しない場合、事業者は、さらに合意の達成が関連市場の競争を著しく制限することがないこと、かつ消費者にもこれにより生じる利益を享受させることが可能であることを証明しなければならない。

第16条（業種協会の独占行為主導の禁止）

業種協会は、当該業種の事業者を本章で禁じている独占行為に従事させてはならない。

第3章 市場における支配的地位の濫用

第17条（支配的地位の濫用行為）

市場における支配的地位を有する事業者が次の各号に掲げる市場における支配的地位の濫用行為に従事することを禁止する。

- (1) 不公平な高価格で商品を販売し、又は不公平な低価格で商品を購入すること
- (2) 正当な理由なく、原価を下回る価格で商品を販売すること
- (3) 正当な理由なく、取引相手との取引を拒否すること
- (4) 正当な理由なく、取引相手が当該事業者とでなければ取引を行うことができないよう限定し、又はその指定する事業者とでなければ取引を行うことができないよう限定すること
- (5) 正当な理由なく、商品を抱き合わせ販売し、又は取引時にその他の不合理な取引条件を付加すること
- (6) 正当な理由なく、条件が同一の取引相手に対し、取引価格等の取引条件において差別的取扱をすること
- (7) 国務院独占禁止法執行機構が認定するその他市場における支配的地位を濫用する行為

本法にいう市場における支配的地位とは、事業者が関連市場内において、商品の価格、数量もしくはその他の取引条件をコントロールすることができ、又は他の事業者の関連市場への参入を阻害し、もしくはこれに影響を及ぼすことができる能力を有する市場地位を

指す。

第 18 条 (支配的地位の認定)

事業者が市場における支配的地位を有することについての認定は、次の各号の要素に基づかなければならない。

- (1) 当該事業者の関連市場における市場占有率、及び関連市場の競争状況
- (2) 当該事業者が販売市場又は原材料調達市場をコントロールする能力
- (3) 当該事業者の財力及び技術条件
- (4) 他の事業者の当該事業者に対する取引における依存度
- (5) 他の事業者の関連市場への参入の難易度
- (6) 当該事業者の市場における支配的地位の認定に関連するその他の要素

第 19 条 (支配的地位の推定)

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、事業者が市場における支配的地位を有するものと推定することができる。

- (1) 一つの事業者の関連市場における市場占有率が 2 分の 1 に達している場合
- (2) 二つの事業者の関連市場における市場占有率が合計で 3 分の 2 に達している場合
- (3) 三つの事業者の関連市場における市場占有率が合計で 4 分の 3 に達している場合

前項第 2 号及び第 3 号に定める状況に該当し、そのうちのある事業者の市場占有率が 10 分の 1 に満たない場合は、当該事業者が市場における支配的地位を有すると推定してはならない。

市場における支配的地位を有すると推定された事業者が、市場における支配的地位を有しないことを証明する証拠を有する場合、当該事業者が市場における支配的地位を有すると認定してはならない。

第 4 章 事業者の集中

第 20 条 (事業者の集中)

事業者の集中とは、次の各号に掲げる状況を指す。

- (1) 事業者が合併すること
- (2) 事業者が持分又は資産を取得する方法により他の事業者に対する支配権を取得すること
- (3) 事業者が契約等の方式により他の事業者に対する支配権を取得すること、又は他の事業者に対して決定的な影響を与えることができること

第 21 条 (事業者集中の申告)

事業者の集中が国務院規定の申告基準に達する場合、事業者は事前に国務院独占禁止法

執行機構に申告しなければならない、申告していない場合、集中を実施してはならない。

第 22 条 (申告の除外)

事業者の集中において次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、国務院独占禁止法執行機構に申告しないことができる。

- (1) 集中に参加する一つの事業者が他の各事業者の 50 パーセント以上の議決権付株式又は資産を保有している場合
- (2) 集中に参加する各事業者の 50 パーセント以上の議決権付株式又は資産が同じ一つの集中に参加していない事業者に保有されている場合

第 23 条 (提出資料)

事業者が国務院独占禁止法執行機構に集中を申告する場合、次の文書、資料を提出しなければならない。

- (1) 申告書
- (2) 集中が関連市場の競争状況に及ぼす影響の説明
- (3) 集中の合意
- (4) 集中に参加する事業者の会計士事務所の監査を経た前会計年度の財務会計報告書
- (5) 国務院独占禁止法執行機構が定めるその他の文書、資料

申告書には、集中に参加する事業者の名称、住所、経営範囲、集中実施予定日及び国務院独占禁止法執行機構が定めるその他事項を明記しなければならない。

第 24 条 (補充提出)

事業者が提出した文書、資料に不備があった場合、国務院独占禁止法執行機構の定める期間内に文書、資料を補充提出しなければならない。事業者が期限を徒過しても文書、資料を補充提出しなかった場合は、未申告とみなす。

第 25 条 (審査)

国務院独占禁止法執行機構は、事業者が提出した本法第 23 条の規定に合致する文書、資料の受領日から起算して 30 日以内に、申告した事業者の集中に対して初期審査を行い、さらなる審査を実施するか否かを決定し、かつ事業者に書面で通知しなければならない。国務院独占禁止法執行機構が決定する前に、事業者は集中を実施してはならない。

国務院独占禁止法執行機構がさらなる審査を実施しないと決定し、又は期限を徒過しても決定しない場合には、事業者は集中を実施することができる。

第 26 条 (事業者集中の禁止決定、審査期間の延長)

国務院独占禁止法執行機構がさらなる審査を実施すると決定した場合には、決定日から

起算して 90 日以内に審査を終了し、事業者の集中を禁止するか否かを決定し、かつ事業者
に書面で通知しなければならない。事業者の集中の禁止を決定したときは、理由を説明し
なければならない。審査期間中は、事業者は集中を実施してはならない。

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合には、国務院独占禁止法執行機構は、
事業者に書面で通知することで、前項に規定する審査期間を延長することができる。但し、
最長でも 60 日を超えないものとする。

- (1) 事業者が審査期間の延長に同意する場合
- (2) 事業者の提出した文書、資料が正確ではなく、さらなる確認が必要である場合
- (3) 事業者の申告後、関連状況に重大な変化が生じた場合

国務院独占禁止法執行機構が期限を徒過しても決定しなかった場合には、事業者は集中
を実施することができる。

第 27 条 (審査要素)

事業者の集中の審査において、次の各号に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (1) 集中に参加する事業者の関連市場における市場占有率、及びその市場に対する支配力
- (2) 関連市場における市場集中度
- (3) 事業者の集中が市場参入、技術進歩に対して与える影響
- (4) 事業者の集中が消費者及びその他の関連事業者に対して与える影響
- (5) 事業者の集中が国民経済発展に対して与える影響
- (6) 国務院独占禁止法執行機構が考慮すべきと認める市場競争に影響を与えるその他の
要素

第 28 条 (事業者集中を禁止しない決定)

事業者の集中が競争の排除、制限効果を有し、又は有するおそれがある場合、国務院独
占禁止法執行機構は、事業者の集中の禁止を決定しなければならない。但し、当該集中が
競争に対して与えるプラス影響がマイナス影響よりも明らかに大きいこと、又は社会公共
の利益に合致することを事業者が証明できる場合には、国務院独占禁止法執行機構は、事
業者の集中を禁止しないと決定することができる。

第 29 条 (制限的条件の付加)

禁止しない事業者の集中に対し、国務院独占禁止法執行機構は、集中が競争に与えるマ
イナス影響を減少させる制限的条件を加える決定をすることができる。

第 30 条 (決定の公布)

国務院独占禁止法執行機構は、事業者の集中を禁止する決定又は事業者の集中に制限的
条件を加える決定を、社会に対してすみやかに公布しなければならない。

第31条 (外資の国内企業買収に対する国家安全審査)

外資が国内企業を買収し、又はその他の方法で事業者の集中に参加し、国の安全に関わる場合、本法に従い事業者の集中に対する審査を行う以外に、国の関連規定に従い国家安全審査も行わなければならない。

第5章 行政権限の濫用による競争の排除、制限

第32条 (行政権限の濫用禁止)

行政機関及び法律、法規により授権された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用し、単位又は個人にその指定する事業者の提供する商品を取扱わせ、購置させ、使用させるように制限し、又は形を変えた制限をしてはならない。

第33条 (地域間における自由な商品流通の妨害禁止)

行政機関及び法律、法規により授権された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用し、次の各号に掲げる行為を実施し、地域間における商品の自由な流通を妨害してはならない。

- (1) 他の地域の商品に対して差別化した費用徴収項目を設定し、差別化した費用徴収基準を実行し、又は差別化した価格を規定する。
- (2) 他の地域の商品に対して当該地域の同種商品と異なる技術上の要求、検査基準を規定し、又は他の地域の商品に対して重複検査、重複認証等の差別化した技術上の措置をとり、他の地域の商品の当該地域市場への参入を制限する。
- (3) 他の地域の商品のみに対する行政許可をとり、他の地域の商品の当該地域市場への参入を制限する。
- (4) 検問所の設置又はその他の手段をとり、他の地域の商品の参入又は当該地域の商品の運び出しを阻害する。
- (5) 地域間における商品の自由な流通を妨害するその他の行為

第34条 (入札活動への制限禁止)

行政機関及び法律、法規により授権された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用し、差別化した資格要求、評価審査基準を設定し、又は法に従う情報公開をしない等の方式により、他の地域の事業者による当該地域の入札活動への参加を排斥もしくは制限してはならない。

第35条 (投資制限等の禁止)

行政機関及び法律、法規により授権された公共の事務を管理する職能を有する組織は、

行政権限を濫用し、当該地域の事業者と不平等な待遇をする等の方式をとることで、他の地域の事業者による当該地域での投資又は支店等（原文は「分支機構」）の設立を排斥し、又は制限してはならない。

第 36 条（独占行為強制の禁止）

行政機関及び法律、法規により授権された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用し、事業者が本法に規定する独占行為に従事することを強制してはならない。

第 37 条（競争制限に係る規定制定の禁止）

行政機関は、行政権限を濫用し、競争を排除、制限する内容を含む規定を制定してはならない。

第 6 章 独占の疑いのある行為に対する調査

第 38 条（独占の疑いのある行為に対する調査）

独占禁止法執行機構は、法に従い独占の疑いのある行為に対して調査を行う。

独占の疑いのある行為について、いかなる単位及び個人も独占禁止法執行機構に対して通報する権利を有する。独占禁止法執行機構は、通報者のために秘密を保持しなければならない。

通報が書面形式を採用し、かつ関連事実及び証拠を提供するものである場合、独占禁止法執行機構は必要な調査を行わなければならない。

第 39 条（調査のための措置）

独占禁止法執行機構は、独占の疑いのある行為を調査する場合、次の各号に掲げる措置をとることができる。

- (1) 調査対象の事業者の営業施設又はその他の関連施設に立入り、検査を行う。
- (2) 調査対象の事業者、利害関係人又はその他の関連単位もしくは個人に質問し、その関連状況の説明を求める。
- (3) 調査対象の事業者、利害関係人又はその他の関連単位もしくは個人の関連書類、協議書、会計帳簿、業務書簡、電子データ等の文書、資料を閲覧し、複製する。
- (4) 関連証拠を封印し、差押える。
- (5) 事業者の銀行口座を問合せる。

前項に規定する措置をとる場合には、独占禁止法執行機構の主たる責任者に書面で報告し、かつ認可を経なければならない。

第 40 条（調査執行者）

独占禁止法執行機構が独占の疑いのある行為を調査する場合、執行者は 2 人を下回ってはならず、かつ執行証書を提示しなければならない。

執行者が質問及び調査を行う場合、記録を作成し、かつ質問対象者又は調査対象者の署名を得なければならない。

第 41 条 (守秘義務)

独占禁止法執行機構及びその職員は、法執行過程において知りえた営業秘密について秘密保持義務を負う。

第 42 条 (調査に対する協力)

調査対象の事業者、利害関係人又はその他の関連単位もしくは個人は、独占禁止法執行機構が法に従い職責を履行することに協力しなければならない。独占禁止法執行機構の調査を拒絶し、阻害してはならない。

第 43 条 (意見陳述の権利)

調査対象の事業者、利害関係人は意見を述べる権利を有する。独占禁止法執行機構は、調査対象の事業者、利害関係人の提出した事実、理由及び証拠につき確認を行わなければならない。

第 44 条 (処分の決定)

独占禁止法執行機構は、独占の疑いのある行為を調査し事実確認を行った後、独占行為を構成すると認定した場合、法に従い処分の決定をしなければならない。かつ社会に公布することができる。

第 45 条 (調査の中止、終了、再開)

独占禁止法執行機構が調査した独占の疑いのある行為に対し、調査対象の事業者が独占禁止法執行機構が認可した期間内において具体的措置をとり、かかる行為の結果を除去することを承諾した場合、独占禁止法執行機構は調査の中止を決定することができる。調査中止の決定には、調査対象の事業者が承諾した具体的内容を明記しなければならない。

独占禁止法執行機構が調査中止を決定する場合、事業者の承諾の履行状況を監督しなければならない。事業者が承諾を履行した場合、独占禁止法執行機構は調査の終了を決定することができる。

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合には、独占禁止法執行機構は調査を再開しなければならない。

- (1) 事業者が承諾を履行していない場合
- (2) 調査中止を決定した根拠となる事実に変化が生じた場合

- (3) 調査中止の決定が事業者の提供した不完全又は真実ではない情報に基づいて出されたものである場合

第7章 法律責任

第46条（独占合意に対する行政処分）

事業者が本法の規定に違反し、独占合意を達成かつ実施した場合には、独占禁止法執行機構が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、併せて前年度販売額の1パーセント以上10パーセント以下の過料に処する。達成した独占合意を実行していない場合は、50万円以下の過料に処することができる。

事業者が自発的に独占禁止法執行機構に独占合意の達成に関する状況を報告し、かつ重要な証拠を提出した場合には、独占禁止法執行機構は情状を酌量して当該事業者に対する処罰を軽減し、又は免除することができる。

業種協会が本法の規定に違反し、当該業種の事業者に独占合意を達成させた場合は、独占禁止法執行機構は、50万円以下の過料に処することができる。情状が重大な場合は、社会団体登記管理機関が法に従い登記を抹消することができる。

第47条（支配的地位の濫用に対する行政処分）

事業者が本法の規定に違反し、市場における支配的地位を濫用した場合には、独占禁止法執行機構が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、併せて前年度販売額の1パーセント以上10パーセント以下の過料に処する。

第48条（事業者の集中実施に対する行政処分）

事業者が本法の規定に違反し、集中を実施した場合には、国務院独占禁止法執行機構が集中実施の停止、期限を定めた株式又は資産の処分、期限を定めた営業の譲渡及びその他の必要な措置をとり、集中の実施前の状態に回復させるよう命じ、50万円以下の過料に処することができる。

第49条（過料金額の確定）

本法第46条、第47条、第48条に規定する過料に対して、独占禁止法執行機構が具体的過料金額を確定するときは、違法行為の性質、程度及び継続した時間等の要素を考慮しなければならない。

第50条（民事責任）

事業者が独占行為を実施し、他人に損失を与えた場合は、法に従い民事責任を負担する。

第51条（行政機関に対する処分）

行政機関及び法律、法規により授権された公共の事務を管理する職能を有する組織が行政権限を濫用して、競争を排除し、又は制限する行為を実行した場合には、上級機関が是正を命じる。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対しては法に従い処分を与える。独占禁止法執行機構は、関連の上級機関に対し法に従い処分の建議を提出することができる。

法律、行政法規が、行政機関及び法律、法規により授権された公共の事務を管理する職能を有する組織の行政権限濫用による競争排除又は制限行為に対する処分につき別途規定している場合は、その規定に従う。

第 52 条 (調査妨害に対する行政処分)

独占禁止法執行機構が法に従い実施する審査及び調査に対し、関連資料、情報の提供を拒絶した場合、虚偽の資料、情報を提供した場合、証拠を隠匿、処分、移転した場合、又はその他調査を拒絶、阻害する行為を行った場合は、独占禁止法執行機構が是正を命じ、個人に対しては 2 万元以下の過料に処することができ、単位に対しては 20 万元以下の過料に処することができる。情状が重大な場合には、個人に対して 2 万元以上 10 万元以下の過料に処し、単位に対しては 20 万元以上 100 万元以下の過料に処する。犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

第 53 条 (行政不服申立、行政訴訟の提起)

独占禁止法執行機構が本法第 28 条、第 29 条に基づき行った決定に不服がある場合は、まず法に従い行政不服申立を行うことができる。行政不服申立の決定に不服がある場合は、法に従い行政訴訟を提起することができる。

独占禁止法執行機構の行った前項の規定以外の決定に不服がある場合は、法に従い行政不服申立を行い、又は行政訴訟を提起することができる。

第 54 条 (職員の職権濫用に対する処分)

独占禁止法執行機構の職員が職権を濫用し、職務を怠慢し、私情のために不正行為を働き、又は法執行過程で知りえた事業者の営業秘密を漏洩し、犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合には、法に従い処分を与える。

第 8 章 附則

第 55 条 (知的財産権の行使に対する適用除外)

事業者が知的財産権に関する法律、行政法規の規定に従い知的財産権を行使する行為には、本法を適用しない。但し、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除し、制限する行為には、本法を適用する。

第 56 条 (農業生産者等経営活動に対する適用除外)

農業生産者及び農村経済組織が農産品の生産、加工、販売、輸送、貯蔵等の経営活動の中で行った結合又は協同行為には、本法を適用しない。

第 57 条 (施行日)

本法は 2008 年 8 月 1 日より施行する。

＜第1回～第14回日中民商事法セミナー＞

講演及び講師一覧表

日中民商事法セミナー講師及び基調講演一覧表

セミナー開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第1回東京 1996年11月	中国 孫延祐 白緑鉉 朱月芳 日本 (司会) 原 優 (パネリスト) 小杉丈夫 射手矢好雄 季衛東 河本禎三 河村寛治	国家経済体制改革委員会政策法規司 司長 中国政法大学教授 中国国貿促法法律事務部副部長 法務省民事局参事官 弁護士、当財団理事 弁護士 神戸大学法学部教授 ㈱日立製作所中国開発部長 伊藤忠商事法律事務部次長	社会主義市場経済体制の整備についての若干の問題点について 中国の民事訴訟制度について 中国の仲裁制度について
第2回北京 1997年10月	日本 三ヶ月章 河本一郎 野村好弘 中国 許 驊 許善達	東京大学名誉教授、当財団特別顧問 神戸大学名誉教授、当財団評議員 東京都立大学教授 国家経済体制改革委員会政策法規司 司長 国家税務局 司長	明治(1886年)以後の近代法制度構築の歴史 日本の仲買人(BROKERAGE)に関する諸法律の概要 日本経済契約法の体系 社会主義市場経済法律体系の確立とその考え方 中国税法の概況
第3回東京 1998年11月	中国 于 吉 孫礼海 王保樹 日本 (司会) 野村好弘 (パネリスト) 酒巻俊雄 藤野文昭 射手矢好雄 小賀野晶一	経済体制改革辦公室綜合法制司 副司長 全人民代表委員会法制工作委員会民法室副主任 清華大学教授/社会科学院法学研究所兼任教授 東京都立大学教授、当財団学術評議員 早稲田大学教授 伊藤忠商事顧問 弁護士、当財団学術評議員 秋田大学教授	経済体制改革と経済立法 民事立法の動向「統一契約法を中心として」 国有企業改革と会社法

セミナー開催地	講師	役 職 (当時)	演 題
第4回北京 1999年6月	日本 酒巻俊雄 上村達男 射手矢好雄 中国 下耀武 許 驊 謝 平	早稲田大学教授 早稲田大学教授 弁護士、当財団学術評議員 全人代表務委員会法制工作委员会副主任 経済体制改革辦公室 司長 中国人民銀行研究局 局長	日本会社法の最近の動向と問題点 日本証券取引法の概要と最近の改正について 日本の金融ビックバンと金融制度改革の状況 中日両国の会社法及び証券取引法をめぐる実務的諸問題 中国新証券法の概要 中国会社法の改善について 中国金融制度及び金融体制改革の状況
第5回東京 2000年11月	中国 許 驊 趙 健 孫憲忠 日本 (司会) 小杉丈夫 (MC) 射手矢好雄 横澤 力 松下満雄 星野英一 野村好弘 曾我貴志	國務院経済体制改革辦公室 司長 中国国際経済貿易仲裁委员会仲裁員 中国社会科学院法学研究所民法研究室主任 弁護士、当財団理事 弁護士、当財団学術評議員 通産省通商政策局通商協定 管理課公正貿易推進室課長補佐 成蹊大学教授 東京大学名誉教授、当財団学術評議員 東京都立大学教授、当財団学術評議員 弁護士、糸賀法律事務所北京	中国の立法に関する進展状況 WTO加盟と中国の法制建設 物権法における不動産登記制度に関する基本的検討 (中国法制度改革全般) (WTO加盟) (WTO加盟) (物権法総括コメント) (物権法) (物権法)
第6回北京 2001年9月	日本 神田秀樹 塩野 宏 吉田耕三 中国 于 吉 許 驊 吳知倫 甘蔭春	東京大学教授 東京大学名誉教授 東日本旅客鉄道㈱元副社長 国家経済貿易委員会経済法規司副司長 國務院経済体制改革辦公室綜合調研司正局級巡视员 中央機構編制委員会辦公室司長 国土資源部政策法規司司長	企業活動の自由と規制—法的観点から見た日本の民間企業と政府との関係及び規制緩和の動向 公的企業の役割—日本の公的企業(公団、公社、特殊法人等)の歴史的状況及び問題点 公的企業の民営化をめぐる諸問題—日本国有鉄道の民営化の経緯と関係法令 法に基づく政府と国有企業の関係の確定 政府機構改革、部門職責権限並びに部門組織法 中国中央政府組織機構の設置 社会主義市場経済と政府行為の転換

セミナー開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第7回東京 2002年9月	中国 趙旭東 許 驊 孫才森 日本 (司会) 小杉丈夫 (MC) 始関正光 円谷 峻 射手矢好雄 佐久間総一郎 山田康博 渡邊頼純	中国政法大学教授 国务院经济体制改革办公室综合调研司正局级巡视员 国家经济贸易委员会政策法规司综合处处长 弁護士、当財団理事 法務省官房参事官 横浜国立大学教授 弁護士、当財団学術評議員 新日本製鐵物産総務部国際法環境グループリーダー JETRO海外調査部長 外務省経済局参事官	中国の最近の民事紛争の実情と法制度整備の目指す方向 WTO加盟に伴う経済関連法制度の整備の状況と 中国の具体的な対応策 WTO加盟に伴う知的所有権関連法制度の整備の状況 (民法関係) (同上) (WTO関係) (同上) (同上) (同上)
第8回東京 2003年11月	中国 任 職 趙 宏 李国華 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (MC) 小杉丈夫 熊倉禎男 藪内正樹 服部正明 日本/大阪 (司会) 三澤あずみ (MC) 幸衛東 川瀬幹夫 松井衛 中村恭世	国务院国家发展和改革委员会法制司司长 国务院商务部条约法律司贸易处处长 国务院国家发展和改革委员会外事司副司长 弁護士、当財団理事 同上 弁護士、弁理士 JETRO企画部事業推進主幹(中国担当) 本田技研工業(株)知的財産部企画室主幹 法務総合研究所国際協力部教官 神戸大学法学部教授 弁理士 弁理士 松下電器産業(株)IPRオペレーションカンパニー 商標・意匠センター戦略グループマネージャー	国家発展・改革委員会が推進するマクロ社会・経済政策の 状況とこれに関連する法制度整備・改革の動向 知的財産権保護に関する法制と管理体制： WTO加盟後の具体的な状況 中国側コーディネーター、閉会挨拶 (マクロ政策関係) (知財関係) (同上) (同上) (マクロ政策関係) (知財関係) (同上) (同上)

セミナー開催地	編 師	役 職 (当時)	演 題
第9回北京 2004年9月	日本 松下満雄 郷原信郎 米谷三以 小杉丈夫 中国 刘文華 邱本 朱少平 王紹双 朱建元	成蹊大学教授 桐蔭横浜大学大学院特任教授 西村ときわ法律事務所弁護士 当財団理事 松尾綜合法律事務所弁護士 中国人民大学法学院教授 中国社会科学院法学研究所研究員 金人代財経委経済法室主任 財政部国庫司政府購買処長 中国購買及び請負入札ネットワーク社総裁	(Ⅰ) 内需拡大とインフレーション抑制の法的コントロール (日本の1970年代の物価高騰に対する法規制の実施及び その後の状況) (Ⅱ) 日本の公共調達制度及び公共調達をめぐる違法行為の 抑止対策について (Ⅲ) 日本におけるWTO政府調達協定上の諸問題 (加入時のコミットメントの内容、加入後の国内関連法の整備、 執行上の問題点、効果) 総括スピーチ 演題(Ⅰ)のコメントーター 同上 演題(Ⅱ)のコメントーター 演題(Ⅲ)のコメントーター 同上
第10回東京 2005年9月	奥島孝康 中国 千 吉 肖渭明 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメントーター) 射手矢好雄 布井千博 日本/大阪 (司会) 丸山 毅 (コメントーター) 池田裕彦 中東正文	早稲田大学前総長 国务院国有资产监督管理委员会 法規局副局長 国务院国家发展改革委员会 法規司処長 弁護士、当財団理事 弁護士、当財団学術評議員 一橋大学教授 法務総合研究所国際協力部教官 大江橋法律事務所弁護士 名古屋大学大学院教授	記念講演「日中学術交流の四半世紀」 中国企業のM&Aの実例及び関連法律規定 企業のM&Aに関する若干の法的問題

セミナー開催地	講師	役 職 (当時)	演 題
第11回北京 2006年9月	日本 大塚 直 山田健司 益田 清 小杉丈夫 中国 周 珂 王小明 黄永和	早稲田大学大学院法務研究科教授 新日本製鐵株式会社環境部長 トヨタ自動車株式会社理事・環境部長 当財団理事 松尾綜合法律事務所弁護士 中国人民大学法学部教授 中国冶金企圖院副チーフエンジニア 中国自動車技術研究センターチーフエンジニア	(Ⅰ) 循環型社会・環境低負荷型社会の形成に向けて (Ⅱ) 環境保全・リサイクル・省エネ問題への取り組みについて (Ⅲ) 21世紀循環型社会に向けたトヨタの環境経営 総括スピーチ 演題(Ⅰ)のコメントーター 演題(Ⅱ)のコメントーター 演題(Ⅲ)のコメントーター
第12回東京 2007年9月	中国 張治峰 陳佳林 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメンター) 射手矢好雄 松島 洋 日本/大阪 (司会) 田中嘉寿子 (コメンター) 村上天隆 栗津光世	国務院国家發展改革委員会 法規司処長 全人代法制工作委员会民法室処長 弁護士、当財団理事 弁護士、当財団学術評議員 弁護士、当財団学術評議員 法務総合研究所国際協力部教官 土佐堀法律事務所弁護士・ 関西大学大学院法務研究科教授 栗津法律事務所弁護士	中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響 中国民事訴訟法・仲裁法改正の動向とその目指すもの
第13回北京 2008年10月	日本 上杉秋則 栗田 誠 山田 務 小杉丈夫 中国 黄 勇 邵中林 尚 明	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科教授 千葉大学大学院 専門法務研究科教授 株式会社日本総合研究所主席研究員・ 前公正取引委員会審査局長 当財団理事 松尾綜合法律事務所弁護士 對外經濟貿易大学法学院教授 最高人民法院知識產權審判長 商務部反壟斷局局長	カルテル規制のあり方ー日本の経験とその教訓 市場支配的地位の濫用規制と合併規制のあり方ー 日本の経験とその教訓 事件審査手法その他の法執行のあり方ー日本の経験とその教訓 総括スピーチ 演題(Ⅰ)のコメントーター 演題(Ⅱ)のコメントーター 演題(Ⅲ)のコメントーター

第14回東京 2009年9月	中国 石 宏 尚 明 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメンター) 神野真巳 栗田 誠 日本/大阪 (司会) 横山幸俊 (コメンター) 松尾 弘 栗田 誠	全人代常務委員会法制工作委员会 民法室副処長 商務部反壟斷局局長 弁護士, 当財団理事 一橋大学大学院法学研究科教授 千葉大学大学院 専門法務研究科教授 法務総合研究所国際協力部教官 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 千葉大学大学院 専門法務研究科教授	中国の「権利侵害責任法」について 「中国独占禁止法」適用の現状と課題
---------------------------	---	---	--

発行日：平成22年1月25日
発行者：財団法人国際民商事法センター
事務局長 小林 清則

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第九興和ビル別館
TEL 03 (3505) 0525 FAX 03 (3505) 0833
ホームページアドレス <http://www.icclc.or.jp>

印刷製本：有限会社 一星社
代表取締役 鈴木 恵美

〒104-0043 東京都中央区湊2丁目16番26号
TEL 03 (3552) 3566 (代)